

多賀城市地域防災計画

風水害等対策編

令和7年3月 改訂

多賀城市防災会議

多賀城市地域防災計画(風水害等対策編)

目次

第1章緒

則

第2章 災害予防対策.....1

第1節 総則.....	1
第2節 風水害に強いまちづくり	4
第3節 都市の防災機能の強化.....	14
第4節 建築物等の安全対策の推進.....	14
第5節 ライフライン施設等の予防対策	14
第6節 防災知識の普及	15
第7節 防災訓練の実施	19
第8節 地域における防災体制	20
第9節 ボランティアの受入れ	20
第10節 企業等の防災対策の推進	20
第11節 情報通信網の整備	20
第12節 防災活動組織の整備	20
第13節 防災拠点等の整備・充実	20
第14節 相互応援体制の整備	20
第15節 医療救護体制の整備	20
第16節 緊急輸送体制の整備	21
第17節 避難対策	22
第18節 避難受入れ対策	31
第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保	31
第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	31
第21節 複合災害対策	31
第22節 災害廃棄物処理体制の整備	31
第23節 災害種別毎予防対策	32

第3章 災害応急対策.....1

第1節 防災気象情報の伝達	1
第2節 災害情報の収集・伝達	22
第3節 災害広報活動	26
第4節 組織・動員	26

第5節 警戒活動	32
第6節 応援の要請・受入れ	35
第7節 災害救助法の適用	35
第8節 救急・救助活動	35
第9節 医療救護活動	35
第10節 消火活動	35
第11節 交通の機能確保	35
第12節 緊急輸送活動	35
第13節 避難活動	36
第14節 指定避難所の開設・管理	47
第15節 建築物・住宅応急対策	47
第16節 応急仮設住宅等の確保	47
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	47
第18節 家庭動物等の収容対策	47
第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	47
第20節 防疫・保健衛生活動	47
第21節 遺体の収容・処理及び埋火葬	47
第22節 災害廃棄物の処理	48
第23節 社会秩序の維持	48
第24節 応急教育等	48
第25節 防災資機材及び労働力の確保	48
第26節 公共土木施設等の応急対策	48
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	48
第28節 農漁業関係応急対策	49
第29節 二次災害・複合災害防止対策	49
第30節 応急公用負担等	49
第31節 ボランティア活動	49
第32節 災害種別毎応急対策	50

第4章 災害復旧・復興対策	1
第1節 災害復旧・復興	1
第2節 被災者の生活再建等への支援	1
第3節 住宅復旧支援	1
第4節 産業復興の支援	1
第5節 都市基盤の復興対策	1
第6節 義援金の受入れ・配分	1

第7節 激甚災害の指定	1
第8節 災害対応の検証	1

第1章 総 則

(地震対策編・第1章を準用する。)

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 想定河川洪水

市では、昭和61年8月台風10号、平成6年9月集中豪雨、令和元年10月台風19号により、洪水、浸水、がけ崩れなどの被害が発生している。

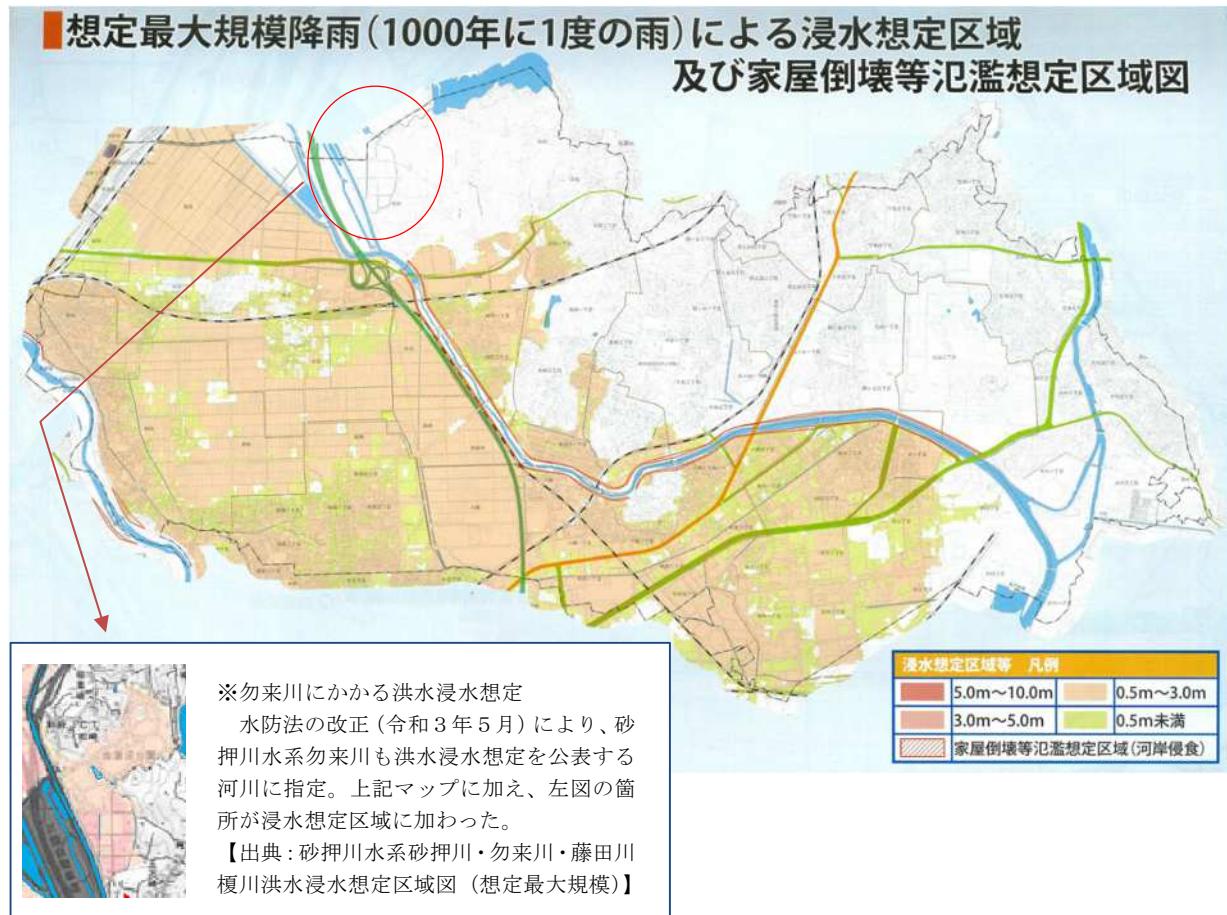
県及び国土交通省東北地方整備局は、県内の一級河川及び二級河川を対象として、洪水防御に関する計画の基本となる大雨が降ったことによる河川氾濫をシミュレーションし、浸水想定区域図を作成し、各市町村に配布、周知をしている。

このうち、多賀城市に影響を与える河川は、砂押川及び七北田川であり、詳細は多賀城市水防計画に示すとおりである。

第2 洪水氾濫危険地域の設定

七北田川浸水想定区域図及び砂押川浸水区域想定図より、両河川による市内各町丁目における最大浸水深を整理すると下図のようになる。ここでは、両河川の氾濫により浸水の危険性のある町丁目を洪水氾濫危険地域として設定するものとし、詳細は多賀城市水防計画に示すとおりとする。

【砂押川、七北田川の氾濫による最大浸水深】



(注) H23.3.11 以前の地盤

※近年の地盤状況の変化等により、浸水区域が変化している可能性がある。また、令和2年の雨水幹線整備後に、浸水想定区域を見直すこととする。

第3 洪水に有効な一時避難場所

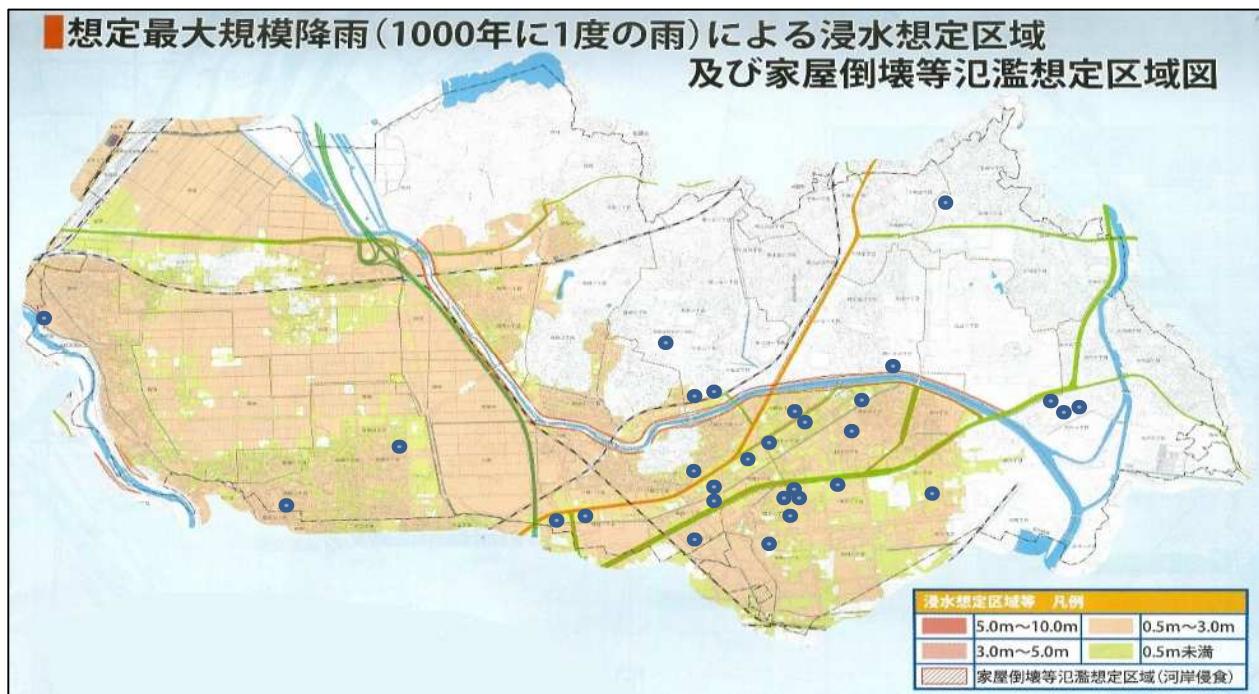
洪水氾濫危険地域及びその周辺について、市が指定する指定緊急避難場所まで安全な避難が困難な地域については、地域内又は地域の周辺に洪水の退避場所となる施設を一時避難場所として確保する。一時避難場所は、想定される浸水深さに対して十分な高さを有していることが重要である。一時避難場所として指定されている施設を以下に示す。

表1－7－1 洪水氾濫危険地域及び周辺の一時避難場所

番号	施設名	場 所	番号	施設名	場 所
①	イオン（株）多賀城店	町前4丁目 1-1	⑯	国土交通省東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所	明月1丁目 4-6
②	小野屋ホテル	大代1丁目 9-2	⑰	国土交通省東北地方整備局 東北技術事務所	桜木3丁目 6-1
③	みやぎ生活協同組合 大代店	大代5丁目 4-30	⑱	ロングライフ多賀城	高橋4丁目 9-5
④	カーネギー多賀城	大代1丁目 1-15	⑲	癒志の里	八幡2丁目 24-10
⑤	ユートピアレジデンス 多賀城Ⅱ	明月1丁目 3-15	⑳	ライフプラザ多賀城	町前3丁目 2-6
⑥	MAC多賀城コート	明月1丁目 6-47	㉑	サンデュエル多賀城公園	桜木1丁目 2-11
⑦	ホテルキャッスルプラザ 多賀城	桜木1丁目 1-60	㉒	ポリテクセンター宮城	明月2丁目 2-1
⑧	宮城県貞山高等学校	鶴ヶ谷1丁目 10-2	㉓	多賀城駅北ビルA棟	中央2丁目 4-3
⑨	ザ・ビッグ 多賀城鶴ヶ谷店	鶴ヶ谷1丁目 3-6	㉔	塩竈市立第三中学校	笠神2丁目 1-1
⑩	みやぎ生活協同組合 高砂店	高橋2丁目 17-3	㉕	市営桜木住宅	桜木2丁目 4
⑪	共和電業	大代1丁目 9-16	㉖	市営新田住宅	新田字西後 8-1外
⑫	明月ビル	明月1丁目 5-12	㉗	市営鶴ヶ谷住宅	鶴ヶ谷3丁目 10
⑬	スーパー銭湯極楽湯 多賀城店	町前1丁目 2-5	㉘	市営宮内住宅	宮内1丁目 2-57, 58
⑭	ホテルルートイン 仙台港北インター	町前1丁目 1-15	㉙	ピーコムライフ桜木	桜木2丁目 2-68
⑮	パチンコひまわり 多賀城店	町前2丁目 5-33	㉚	多賀城駅北ビルB棟	中央2丁目 8-1
⑯	サンライズ加藤	町前2丁目 4-27	㉛	(株)アドヴァンス (就労支援事業所「ゆい」)	栄2丁目 6-18
⑰	サンホテル多賀城 「ゆ処悠々」	八幡4丁目 7-52	㉜	レイズネクスト(株) メンテナンス事業部北日本事業所	明月2丁目 1-38

※令和6年8月現在

一時避難場所（津波避難ビル）



第4 避難方向

指定した指定緊急避難場所、一時避難場所まで市民等が安全に避難できるよう、洪水が発生した場合の避難方向を指定する。洪水避難方向の指定の際には、避難対象地域内において、避難場所・一時避難場所まで安全に避難できるよう、緊急輸送道路のほか、十分幅員を有する道路を指定する。

洪水避難方向



なお、本計画に示す部課名は令和7年4月1日時点のものとする。その後組織改編があった場合には、これに準じた対応を行う。

第2節 風水害に強いまちづくり

第1 水害予防対策

《実施担当・関係機関等》

本部事務局、総務部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

1. 目的

市は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

2. 河川改修

市内を流れる河川は、県が管理する砂押川、勿来川、七北田川、旧砂押川及び砂押貞山運河と市が管理する原谷地川であり、宝堰・加瀬溜井管理組合が管理するものは用排水路、堰等である。水害の規模、影響等を想定した上で、これらの河川・水路の各管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

(1) 重要水防箇所

知事が管理する本市域に関わる重要水防箇所は、下表のとおりである。

表2－1－1 重要水防箇所：七北田川

重要度区分	河川名	重要水防箇所		地名		水防管理団体	担当土木事務所
		左右岸	延長(m)	大字	字		
水防上重要な区間	七北田川	左右岸	1,720 6箇所	宮城野 区	高砂、 福室、 岩切他	仙台市	仙台土木

※七北田川水系のうち梅田川を除く。予想される危険：堤防の破堤、越水

表2－2－2 重要水防箇所：砂押川

重要度区分	河川名	重要水防箇所		地名	水防管理団体	担当土木事務所
		左右岸	延長(m)			
要注意区間	砂押川	左岸	20 1箇所	八幡崎	利府町	仙台土木

※予想される危険：新堤防の破堤

(2) 二級水系の河川整備基本方針等

県管理の二級水系の河川整備基本方針等は以下のとおりである。

ア 七北田川

既設の七北田ダムにより、計画高水量430m³/secを40m³/secに調節するとともに、上水道用水の補給を行う。

七北田橋下流については、河道の掘削、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

基本高水は、そのピーク流量等を基準地点福室において2,200m³/secとし、このうち流域内の洪水調節施設により550m³/secを調節して河道への配分流量を1,650m³/secとする。

イ 砂押川

勿来川の惣の閑ダムにより、計画高水量60m³/secを7m³/secに調節するとともに、合流部において砂押川及び勿来川の二つの遊水地により、洪水調整を行う。また、中流部の河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

基本高水のピーク流量は基準地点大代において550m³/secとし、このうち流域内の洪水調節施設により230m³/secを調節して河道への配分流量を320m³/secとする。

表2－1－3 知事が水防警報を行う河川とその区域、対象量水標

河川名	区 域	対象量水標
七北田川	左右岸 仙台市泉区赤生津大橋から海まで	小 角
砂 押 川	〃 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋

(3) 水害の防止

ア 県に協力して、砂押川水系、七北田川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

イ 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調整池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。

ウ 市及び関係機関が管理する用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。

エ 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

(4) 水防施設等の点検・整備

ア 河川管理施設

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

イ 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

第2節 風水害に強いまちづくり

(5) 水防倉庫・資機材の点検・整備

各河川管理者等は、水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために、鍵の管理、倉庫内の整理、水防応急資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(6) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用を推進する。

(7) 橋梁の整備

橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋梁については架け替えや維持補修（橋脚強化等）などを推進するとともに、出水期には、市民等に警戒を促す。

3. 公共下水道整備

大雨等による浸水を防止するため、公共下水道の整備等の対策を進める。

また、公共・民間の協力により、雨水の遊水・保水機能の低下抑制対策を進める。

(1) 公共下水道の整備

降雨による浸水被害を防止するため、雨水排水能力の向上を図るとともに、維持管理に万全を期す。

(2) 都市化への対応

都市化の進行による雨水の遊水・保水機能の低下を抑制するため、市をはじめ公共機関はもちろんのこと、地域の協力を得ながら住宅用地、民間事業者用地、公共用地などにおける雨水の貯留、浸透などの対策を推進する。

4. 防災ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）の作成

(1) 避難計画の策定

市は、国土交通省及び県が作成した洪水浸水想定区域図等をもとに、指定避難所等や避難経路などを記載した、防災ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）を作成・配布し、市民等が浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等を把握できるように努める。

防災ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）には、次の項目を記載する。

- ア ハザードマップの使い方及び見方
- イ 洪水浸水範囲及び浸水深
- ウ 指定避難所等の位置及び名称
- エ 避難路及び避難経路
- オ 避難時危険箇所
- カ 情報の提供方法及び収集先
- キ 避難時の注意事項

ク 浸水想定区域内の不特定多数が利用する地下施設、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地

(2) 避難計画の周知

浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、防災ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）の配布、市ホームページ・広報誌への掲載、説明会の開催等により市民等に周知する。

(3) 洪水予報等の伝達方法を定める施設

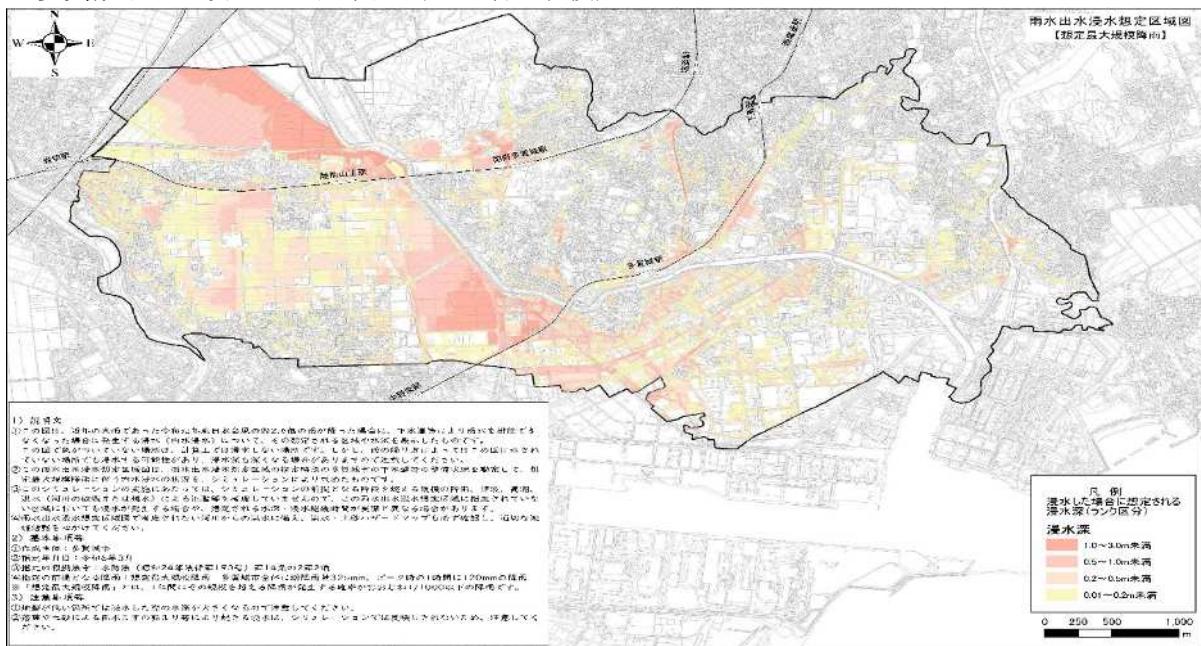
浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水（外水氾濫）及び内水氾濫時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法第14条の2第2項の規定に基づき雨水出水浸水想定区域を次のとおり定める。

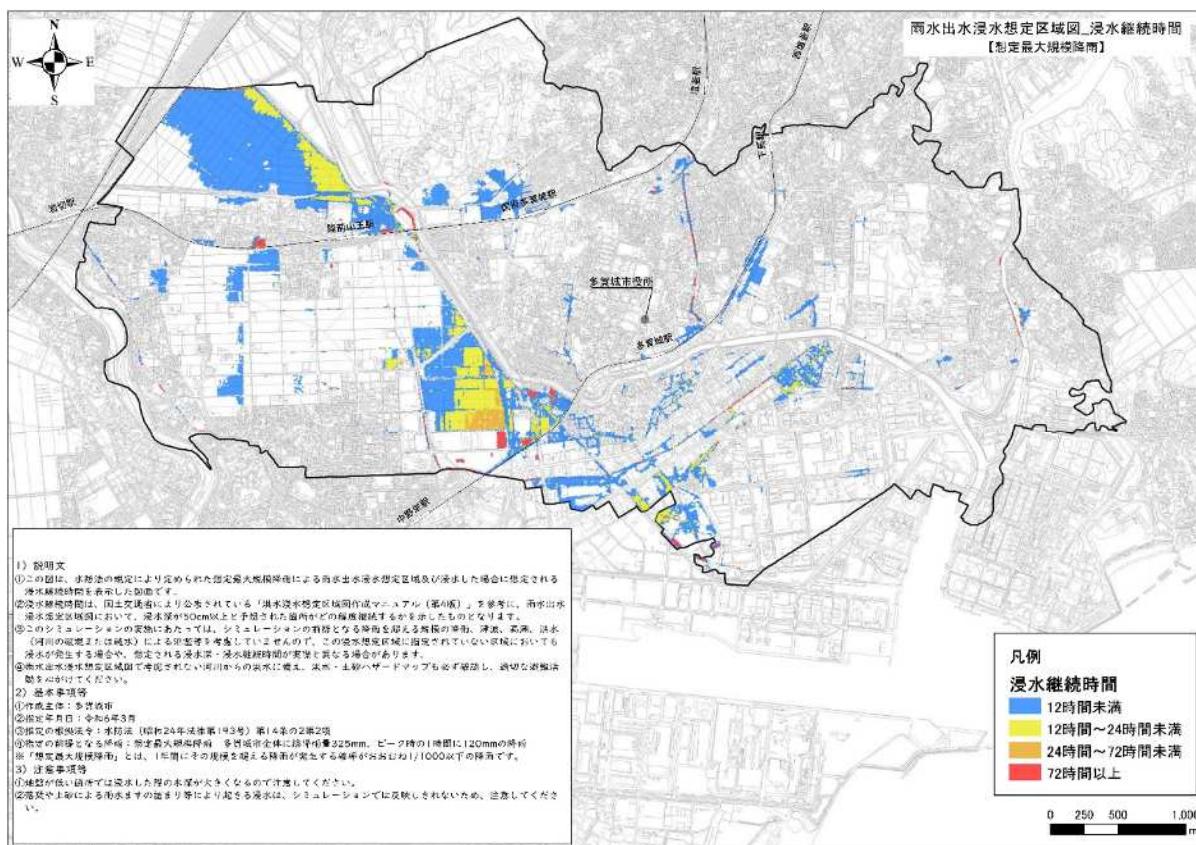
前提条件	想定最大規模降雨（多賀城市全体に総降雨量325mm、ピーク時120.0mm/時間）における浸水シミュレーションを実施し、雨水出水浸水想定区域図を作成。想定最大規模降雨とは、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が概ね1/1000程度の降雨をいう。
1時間に 120mmの降雨	

※多賀城市内水浸水想定区域図（想定最大規模）



第2節 風水害に強いまちづくり

※多賀城市内水浸水想定区域図（浸水継続時間）



第2 高潮、波浪等災害予防対策

《実施担当一関係機関等》

都市産業部、総務部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

1 目 的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に係る
計画を定める

2. 海岸保全事業の施行

市は、国、県等の協力を得て、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、港湾地域、河川の河口地域などにおいて、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

3. 応急資機材の整備等

水防管理団体（市）は、水防計画策定に当たり、高潮、波浪等の災害応急資機材の整備項目を記載する。

第3 土砂災害予防対策

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、総務部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

1. 目的

市、県及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2. 現況

地震対策編・第2章 第3節 第3の「3. 急傾斜地崩壊危険区域等」を準用する。

3. 土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止に当たっては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備を推進し、市及び市民等は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法第7条及び第9条の規定により、知事が指定する。

ア 土砂災害警戒区域については、土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域が指定される。

イ 土砂災害特別警戒区域については、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域が指定される。

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

ア 土石流、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず市民等の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、市は、土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定避難所等や避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災ハザードマップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）の作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、現地への標識の設置等により、継続的に周辺市民等に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

イ 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

第2節 風水害に強いまちづくり

毎年6月は土砂災害防止月間、6月1日～7日はがけ崩れ防災週間となっており、市は、この期間に県と連携して市民等に対し、次のような広報活動を実施する。

- (ア) ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- (イ) 危険箇所のパトロールの実施、市民等にチラシ等の配布
- (ウ) 広報車による巡回広報活動
- (エ) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

(3) 市の役割

市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して、あらかじめ下記事項を定める。

ア 地域防災計画で定める事項

- (ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(オ) 救助に関する事項

- (カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 避難情報の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

エ 上記ア(イ)のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

オ 上記ア(エ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

(4) 土地利用の適正化

市は、県が土砂災害特別警戒区域において行う以下の措置に協力する。

- ア 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

4. 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 土砂災害特別警戒区域の把握

市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望することとする。

なお、地震や豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

ウ 警戒避難体制の整備

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、警戒避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、土砂災害特別警戒区域、指定避難所等や避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

(2) 土砂災害特別警戒区域等の市民等への周知

市は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域等に対する警戒避難体制の整備に資するため、土砂災害特別警戒区域図として市民等の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

第4 地盤沈下災害予防対策**《実施担当一関係機関等》**

総務部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

1. 目的

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

2. 地盤沈下防止対策事業

(1) 水準測量調査

県においては、地盤沈下の確認がされている本市を含む仙台平野地域において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。

(2) 観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測

国、県及び市は、仙台平野地域において、地下水位計、地盤沈下計を設置し、監視測定している。

(3) 地下水等の採取規制

ア 工業用水法による採取規制

第2節 風水害に強いまちづくり

本市の一部は、昭和50年7月に工業用水法による指定地域となっており、工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。

イ 条例による地下水採取規制

本市は、宮城県公害防止条例により、一部の地域が指定を受けており、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積6c m²以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できる。

第5 農林水産業災害予防対策

《実施担当一関係機関等》

都市産業部、農業協同組合、県

1. 目的

市は、関係機関と連携し、災害による農作物の被害(病害虫を含む)及び漁業被害の低減対策を推進する。

2. 農地、農業用施設防災対策

洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し、総合的に推進し、災害の未然防止を図る。また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

(1) 農地防災事業の推進

市は、県及び関係機関と連携し、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2) 緊急防災用水量の確保

市は、県及び関係機関と連携し、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、ため池や水路及び遊水地を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(3) 農業用施設の浸水予防対策の確保

農業用施設について、浸水予防対策を促進するほか、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を促す。なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を促進する。

また、農業地域における災害に強い農業構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進す

る。

3. 集落の安全確保

集落の安全確保を図るために、避難路、避難地、農道、防災活動拠点となる公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、雨水排水路等の整備、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮して整備を推進する。

4. 農業被害の予防対策

農業、畜産業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、営農用資機材の確保や営農に係る防災対策を促進する。

(1) 営農用資機材の確保

営農機材、肥料、農薬、種苗、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

(2) 営農防災対策の推進

ア 水稲・畑作物・果樹対策

農地の被害等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・畜産対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの影響を受けないよう、気象情報に留意しながら、管理に努めるよう指導する。また、施設の耐震性や浸水対策を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

(3) 病害虫防除対策

市及び農業団体は、県の指導にしたがって、防除器具の点検整備を行うとともに、広域一斉防除体制の強化に努める。

5. 漁業防災体制の構築及び普及

地震対策編・第2章 第25節 第4の「漁業防災体制の構築及び普及」を準用する。

第3節 都市の防災機能の強化

地震対策編・第2章 第2節の「都市の防災機能の強化」を準用する。

第4節 建築物等の安全対策の推進

地震対策編・第2章 第5節の「建築物等の安全対策の推進」を準用する。

第5節 ライフライン施設等の予防対策

地震対策編・第2章 第6節の「ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

第6節 防災知識の普及

《実施担当一関係機関等》

総務部、教育部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部

第1 目的

地震対策編・第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災知識の普及、徹底

1. 職員への防災知識の普及

災害発生時の市及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの周知・徹底、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与えるとともに、業務継続計画（B C P）による非常時の所掌事務を熟知させ、各自必要な施策を講じ、職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、各部、各課、各機関にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 浸水想定に関する知識
- (2) 風水害に関する一般的な知識、多賀城市への影響に関する知識
- (3) 風水害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 風水害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後風水害対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策

2. 市民への防災知識の普及

地震対策編・第2章 第8節 第2の「2. 市民等への防災知識の普及」を準用する。

なお、同項中(1)のウについては適用しない。

市民等への普及・啓発を図る事項

- ① 災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など
- ② 避難行動に関する知識
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の市民等の避難を促すこと
 - ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
 - ・各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
 - ・指定避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

第6節 防災知識の普及

- ・各地域における避難の指示等の伝達方法
- ・具体的な避難行動の確認のため、ハザードマップ、避難行動判定フロー※、マイ・タイムライン※の活用 など
- ③ 家庭内での予防・安全対策
 - ・「最低3日間、推奨1週間（ローリングストック※）」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、冬季における防寒具等）の準備
 - ・自動車へのこまめな満タン給油
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・出火防止等の対策の内容
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めるなど
- ④ 災害時にとるべき行動
 - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定避難所等での行動など
- ⑤ その他
 - ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など
 - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 など

※避難行動判定フローとは

ハザードマップとあわせて確認することにより、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフロー。

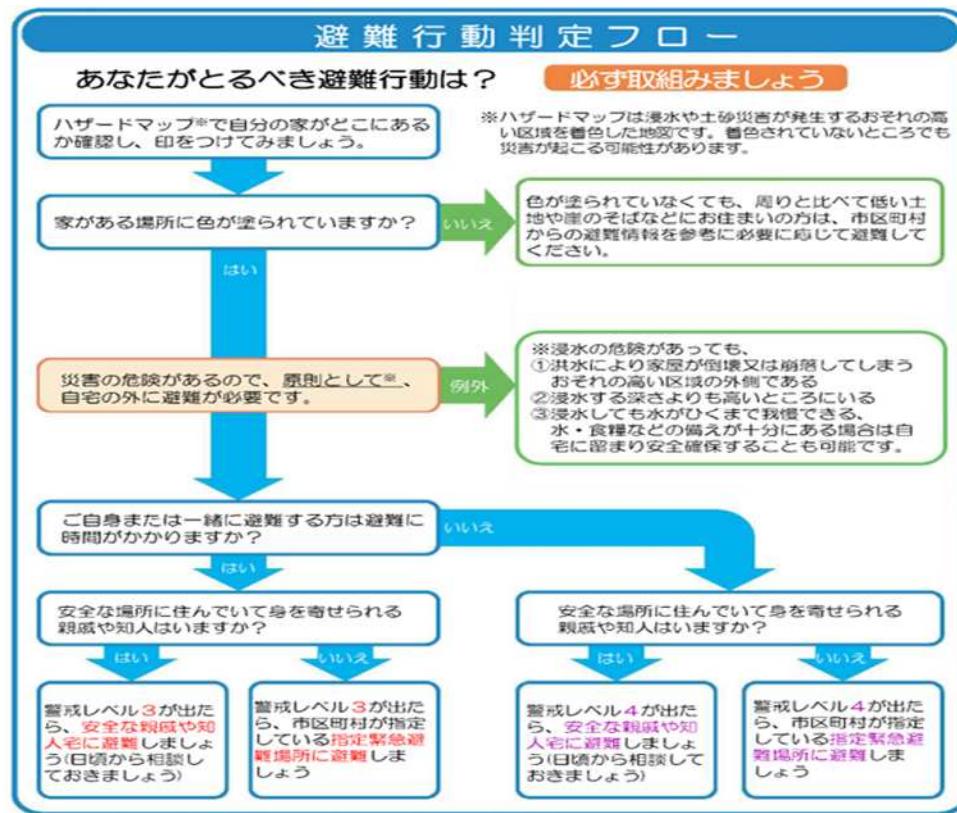
※マイ・タイムラインとは

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

※ローリングストックとは

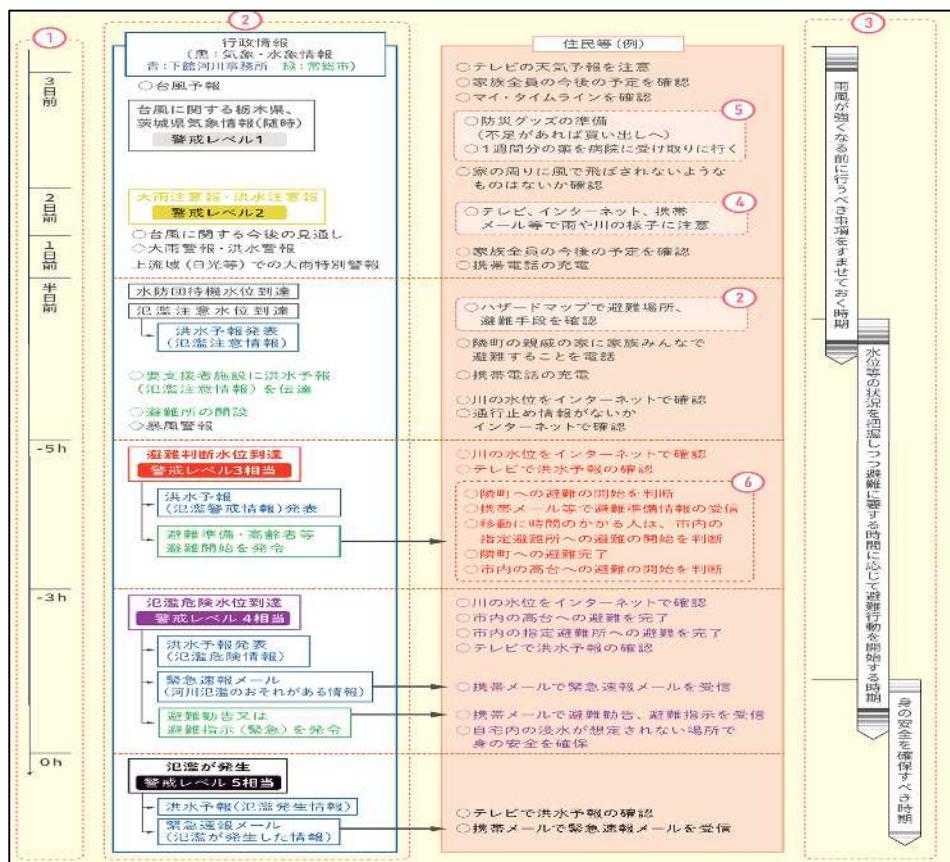
保存食を日常的に消費し、食べた分だけ買い足していく備蓄方法。日頃から食べ慣れている賞味期限が1年程度のものを意識的にストックして、月に1、2度食べるときに防災について考えるきっかけにもなる。

避難行動判定フローの活用



出典：内閣府HP (team防災ジャパン)

マイ・タイムラインの作成要領イメージ



出典：国土交通省2020年6月 マイ・タイムラインかんたん検討ガイド

第6節 防災知識の普及

3. 事業者における防災意識の普及

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、特に洪水浸水が想定される桜木地区にある仙台塩釜港周辺の事業者を対象に、洪水警戒期の情報入手方法、浸水時における行動や地域との連携、対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業者単位での防災計画や防災マニュアル等を作成するよう指導する。

また、事業者において市、県、関係機関等が地域で実施する防災訓練等へ従業員等が参加するよう呼びかける。

4. 小型船舶所有者に対する意識啓発

河川管理者は、砂押川、貞山運河に係留されている小型船舶所有者に対して、河川氾濫による災害発生時に艇の流出による被害、漁船や小型船舶からの油の流出による環境悪化が発生しないよう、対策を講じることについての意識啓発を図る。

5. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに、防災関係資料の配布等を行う。

イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。

ウ 宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う。

6. 地域における防災知識の普及

地震対策編・第2章 第8節 第2の「3. 地域における防災知識の普及」を準用する。

この場合において、同項(2)中「地震災害」とあるのは「風水害」と、同じく(3)中「地震被害」とあるのは「風水害による被害」と読み替える。

7. 社会教育施設や防災拠点の活用

地震対策編・第2章 第8節 第2の「3.(5) 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第7節 防災訓練の実施

地震対策編・第2章 第9節の「防災訓練の実施」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生時」とあるのは「風水害発生時」と読み替える。

また、同節第2の2. 中「特に、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達訓練など、より高度かつ実践的な訓練の実施についても検討する。」については適用しない。

なお、第8「企業等の防災訓練」については、下記のとおりとする。

第8 企業の防災訓練

- (1) 企業は、各種災害の発生、あるいは警報等の発表を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の施設等が一時避難場所（津波避難ビル等）として指定されている場合は、災害時の一時的な避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会・町内会等、市民並びに各企業・事業所等による防災、減災のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- (5) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第8節 地域における防災体制

地震対策編・第2章 第10節の「地域における防災体制」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震」とあるのは「大規模な風水害」と、「地震」とあるのは「風水害」と、「地震・津波」とあるのは「風水害」と読み替える。

第9節 ボランティアの受入れ

地震対策編・第2章 第11節の「ボランティアの受入れ」を準用する。

第10節 企業等の防災対策の推進

地震対策編・第2章 第12節の「企業等の防災対策の推進」を準用する。

この場合において、同節第2の1.(3)中「被害の拡大防止」については、「企業は、風水害発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るよう努める。」とし、同じく(4)中「地震」とあるのは「風水害」と、同項第3中「地震災害」とあるのは「風水害」と、同じく1.の(5)中「施設耐震化の推進」とあるのは「施設の浸水防止対策の推進」と読み替える。

第11節 情報通信網の整備

地震対策編・第2章 第13節の「情報通信網の整備」を準用する。

第12節 防災活動組織の整備

地震対策編・第2章 第14節の「防災活動組織の整備」を準用する。

この場合において、同節中「地震災害」とあるのは「風水害」と読み替える。

第13節 防災拠点等の整備・充実

地震対策編・第2章 第15節の「防災拠点等の整備・充実」を準用する。

第14節 相互応援体制の整備

地震対策編・第2章 第16節の「相互応援体制の整備」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模な風水害」と、「地震災害」とあるのは「風水害」と読み替える。

第15節 医療救護体制の整備

地震対策編・第2章 第17節の「医療救護体制の整備」を準用する。

第16節 緊急輸送体制の整備

地震対策編・第2章 第19節の「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第17節 避難対策

《実施担当一関係機関等》

都市産業部、総務部、企画経営部、保健福祉部、上下水道部、教育部、消防部、施設管理者

第1 目的

地震対策編・第2章 第20節の「第1 目的」を準用する。

第2 避難誘導体制

市は、避難の指示等について、河川管理者、水防管理者、仙台管区気象台等の協力を得つつ、あらかじめ、避難の指示等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、指定緊急避難場所等や避難路等をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から市民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、市民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

市は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報

1. 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難の指示等を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難の指示等の提供に努める。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難の指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベルと居住者がとるべき行動等

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す行動	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市

警戒レベル4	危険な場所から全員退避 (立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報 (洪水、大雨、高潮)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性) ※大雨に関するもの	仙台管区気象台

2. 避難の指示等の発令対象区域の設定

(1) 水害

市は、洪水予報河川と水位周知河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により、具体的な避難の指示等の発令基準を設定する。また、避難の指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難の指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握するよう努める。

なお、安全な場所にいる人まで指定避難所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難の指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 土砂災害

市は、土砂災害の避難の指示等の発令対象区域について、土砂災害警戒区域等を避難の指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難の指示等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難の指示等を発令することを検討する。

(3) 高潮災害

避難の指示等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定される場合においては、その指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

第4 指定緊急避難場所・指定避難所（以下、「指定避難所等」という。）の確保

1. 指定避難所等の指定及び周知徹底

第17節 避難対策

市は、大規模な災害から市民等が避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設や民間施設を対象として、管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の指定避難所等を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、避難誘導標識の設置等により、市民や外来者等への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定避難所等を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一、指定避難所等が被災するおそれがある場合は、より安全な指定避難所等を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定避難所等が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定避難所等の指定を終えるよう努める。

2. 公共用地等の有効活用

市は、指定避難所等の確保において、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3. 学校等教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設（県立・私立学校を含む。）を指定避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を市民の交流拠点として整備を進め、これらを指定避難所等として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5. 民間施設を指定する場合の対応

市は、民間施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ、当施設の管理者等と協議し、災害時に避難場所として活用できるよう協定の締結に努める。

6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定避難所等と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

7. 指定避難所等の指定基準等

指定避難所等の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高

潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

指定避難所等の指定基準は次のとおり。

(1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定避難所等を開放できる管理体制を有していること。

(2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定避難所等が立地していること。

(3) 構造条件

当該施設が風水害に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、風水害発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

(4) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう指定すること。

(5) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

(6) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

(7) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保できること。

(8) 危険物施設等が近くにないこと。

(9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

(10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

(11) 指定避難所等及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

(12) 被害情報の入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

第5 避難路の確保

市は、指定避難所等への避難が安全かつ円滑に行われるよう、総合的な避難路の整備を推進する。

避難路を指定する場合は、次の事項に留意する。

(1) 十分な幅員があること。

(2) 万一に備えて、複数路を確保

(3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1. 避難路・避難階段の整備・改善

市は、市民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2. 避難路等の安全性の向上

市は、国及び県と連携して、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を推進する。

3. スクールゾーンの安全性の確保

市は、スクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

4. 避難案内標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定避難所等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石※やライト、太陽光パネル等を活用した避難誘導灯、災害情報を発信するLEDを使用した避難誘導標識(デジタルサイネージ式避難誘導標識)を整備し、夜間でも分かりやすく避難、誘導できるよう表示することで、市民等が日常の生活の中で、常に風水害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、指定避難所等や避難経路の標示等、災害に関する避難案内標識等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

5. 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市は、警察等関係機関と連携し、原則、徒步避難の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネック※となる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第7 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1. 行動ルールの策定

市は、市職員及び消防団員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策について、職員初動マニュアル等において行動ルールを定める。

2. 避難誘導・支援の訓練の実施

市及び県は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

- (1) 市は避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に基づく取り組みを推進する。
- (2) 本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら、避難行動要支援者の所在等を把握する。
- (3) 避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難が円滑になれるよう、自治会・町内会等や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

4. 情報入手手段・装備の確保

市は、避難誘導・支援者等が警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5. 夜間に備えた対応

立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第8 避難行動要支援者等の支援方策

1. 避難行動要支援者等の支援方策の検討

市は、県と連携し、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉

第17節 避難対策

等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2. 避難行動要支援者等の支援体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、避難行動要支援者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者等に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者等が円滑に避難できるよう情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練を実施する。
- (3) 市は、市が検討する支援方策や支援体制に準じ、避難支援を行う。

3. 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、市と連携し、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、市と連携し、災害の発生に備え、停電や回線の輻輳等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備に努める。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、利用者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の指定避難所等での備蓄など、持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

4. 在宅者対応

(1) 情報共有及び個別避難計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別避難計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、個別避難計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難し

たことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

市は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、県からの支援を受け、情報の把握及び共有を図るとともに個別避難計画を策定し、対策強化を図る。

5. 外国人等への対応

市は、県及び防災関係機関と連携し、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定避難所等や避難路方向を示した標識等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

第9 教育機関における対応

1. 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

市は、県及び教育委員会と連携して、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

教育機関は、学校安全マニュアルにしたがって、地震が発生した場合又は市等が避難指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応等の検討

教育機関の長は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になる児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行う。

さらに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2. 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める

第10 避難計画等の作成

市は、指定避難所等や避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

第17節 避難対策

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

1. 避難計画等作成に当たっての留意事項

- (1) 避難指示等を行う具体的基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定避難所等の名称、所在地、収容人員

2. 公的施設等

市は、学校等、病院、大規模商業施設、集会施設、駅、その他不特定多数の人々が集まる施設の管理者に対し、利用者や従業員の安全確保のため、大規模災害を想定した避難誘導計画等を作成し、従業員等に周知徹底を図り、防災教育、訓練を行うよう努める。

計画、訓練に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮するよう促す。

第11 避難に関する広報

- (1) 市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、避難路等水害に関する防災ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等へ積極的に配布し、周知を図る。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するととともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、住民に確認を促すよう努める。

- (2) 避難指示のほか、一般市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と合わせて、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努める。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難の伝達に留意する。

- (3) 実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

- (4) 水防管理者は、市民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第18節 避難受入れ対策

地震対策編・第2章 第21節の「避難受入れ対策」を準用する。

この場合において、同節中「地震災害」とあるのは「風水害」と、「大規模地震」とあるのは「大規模な風水害」と、「地震」とあるのは「風水害」と、同節第2の10. 中「可能となるよう」とあるのは「可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより」と、同節第4の7. 中「不通になった場合」とあるのは「不通となった場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）と読み替える。

第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保

地震対策編・第2章 第22節の「食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震対策編・第2章 第23節の「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第21節 複合災害対策

地震対策編・第2章 第24節の「複合災害対策」を準用する。

第22節 災害廃棄物処理体制の整備

地震対策編・第2章 第26節の「災害廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第23節 災害種別毎予防対策

第1 火災予防対策

《実施担当一関係機関等》

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部

1. 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るために、市は、県、塩釜地区消防事務組合消防本部及び防災関係機関と連携し、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

2. 情報の収集・伝達体制の整備

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部、県、防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用して防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

3. 防災活動の促進

地震対策編・第2章 第18節 第2の2、「防災活動の促進」を準用する。

この場合において、同項中「地震災害時」とあるのは「災害時」と読み替える。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 市民等への指導強化

核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展する場合があることから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

塩釜地区消防事務組合消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多

い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業者及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民等の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、防火管理者の配置が義務付けられている防火対象物については、その必置と選任を励行させる。

4. 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火した場合には、早期通報、初期消火を確実に行うような体制を常時とるように指導する。

5. 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大の防止が重要であることから、市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図る。

なお、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用を図る。

(1) 消防施設の充実

消防車両などを活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的な消防力の増強充実を図る。

ア 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備を促進する。

イ 消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険度の実態を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を図る。

(2) 消防水利の整備

災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河

第23節 災害種別毎予防対策

川等の利用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備を推進する。

6. 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業者の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化を図るとともに、防災協力員制度の導入を検討する。

(2) 環境整備

消防団員の知識・技能等は、地域にとって有用なものであることから、これらを地域に広め、市民等の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。このため、地域でのイベント等の機会を通じて、消防団活動を積極的に紹介していく。

(3) 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

(4) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

7. 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、火災を未然に防止するためには、予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い、飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、

保守に当たっては、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

市民等に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置義務に関する周知や、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

8. 消防計画の充実強化

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための組織・施設の整備拡充を図る。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

9. その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

《実施担当一関係機関等》

本部事務局 一 消防部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部

1. 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなつた火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の実施、資機材の整備等を図り、火災予防対策の徹底に努める。

第23節 災害種別毎予防対策

2. 事前警戒措置

- (1) 市長は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、市民等に火を使用しないよう要請する。
- (2) 塩釜地区消防事務組合消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その区域内に在る者に対し、火の使用を制限する。

3. 広報宣伝の充実

市、県及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれがあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、市民等に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、森林保全管理維持推進協議会を開催するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、林野火災に対する市民等の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、駅、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、市民、通行者等に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、公民館、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び市、県並びに関係機関が作成・配布する広報誌への記事掲載、映画、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

4. 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、自然水利の活用等による防火用水の確保、他の林野火災予防上の措置を講ずる。

また、林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育管理を適切に行う。

5. 防御資機材の備蓄

市、県等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防御活動に必要な資機材を備蓄しておこう。

6. 防災活動の促進

県及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、市民等に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防御技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催等の強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 市民等への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

第3 危険物等災害予防対策

《実施担当－関係機関等》

本部事務局 一 消防部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

1. 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、県及び関係機関と連携し、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2. 災害予防措置等

- (1) 危険物施設

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自

第23節 災害種別毎予防対策

主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

塩釜地区消防事務組合消防本部は、宮城県警察本部と連携して、危険物運搬車両（移動タンク貯蔵所を含む。）の路上検査を実施し、これらの車両による事故災害の未然防止を図る。

塩釜地区消防事務組合消防本部は、法令等に基づき、石油や高圧ガスを多量に扱う、法律で指定を受けたコンビナートの事業所を対象として、年1回以上、次の防災教育を実施する。

(ア) 防災管理者及び副防災管理者に対し、災害の未然防止と自衛防災組織並びに共同防災組織の運用に関する教育

(イ) 防災要員に対する災害の予防と災害防御技術に関する教育

(ウ) 危険物保安監督者・危険物施設保安員及び危険物取扱者に対する、危険物施設の保全・危険物の安全管理及び危険物災害の防止等に関する教育

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

塩釜地区消防事務組合消防本部は、石油や高圧ガスを多量に扱う、法律で指定を受けたコンビナートの事業所に対し、関係法令に基づく定期及び臨時の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な勧告、指示、命令を行う。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業者における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

市は、危険物安全協会等の関係団体の育成に努めるとともに、これら団体を通じて事業者及び市民に対し、危険物等による災害防止についての広報、啓発に努める。

また、石油コンビナート等災害が特別防災区域の周辺に及んだ場合、周辺市民が的確な判断に基づき行動し、早期に円滑な避難行動がとれるよう、また、併せて市が円滑・確実な避難誘導ができるよう、自主防災組織等との意見交換等を通じて、災害情報の入手方法、避難先、避難経路及び避難時の心得等、必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業者に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

塩釜地区消防事務組合消防本部は、特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、区域内における施設規模に応じた化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車その他の防災資機材、消火薬剤及び防災要員の確保、増強に努める。

カ 宮城海上保安部

宮城海上保安部は、港内石油基地の状況(規模、消防設備、機材等)、危険物荷役の状況(荷役場所、荷役時の保安措置等)、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業者等に対し、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

キ 各種情報提供や被害情報等の収集伝達手段の確保

市は、市民等への災害状況や指定避難所等の各種情報提供、被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線や緊急速報メール、衛星携帯電話等複数の通信手段の整備、拡充、保守並びに耐災害性の強化に努めるとともに、災害時の即応体制を整える。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

イ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

ウ 関東東北産業保安監督部東北支部は、高圧ガスの各種施設については、保安監督の推進のために必要な指導・助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を促進することにより、災害の防止に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し、製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

イ (一社) 宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

ウ 消防関係機関は、前記アについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

県は、前記アについて、消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の

第23節 災害種別毎予防対策

確立・推進を積極的に支援する。

なお、県は、安全性の確保のため、火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

エ 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

(4) 毒物劇物貯蔵施設

ア 毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危険防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

イ 県は、関係機関・団体と連携し、立入検査や研修会等を通じ、毒物劇物営業者等に指導助言を行う。

ウ 県は、災害で散乱した毒物劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行いうよう、体制の整備を図る。

(5) 放射性物質の使用・貯蔵施設等

ア 放射性物質取扱(使用・販売・廃棄)事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。

イ 県及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業者等の把握及び安全管理等の指導に努める。

第4 海上災害予防対策

《実施担当－関係機関等》

本部事務局 — 消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、宮城海上保安部

1. 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

2. 防災関係機関相互の応援体制

市及び県、宮城海上保安部は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等、平常時から連携を強化しておく。

3. 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業者に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

4. 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び県、宮城海上保安部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

5. 防災訓練の実施

宮城海上保安部は、市、県及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 航空災害予防対策

《実施担当－関係機関等》

本部事務局 一 消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、航空事業者

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、関係機関は、被害を未然に防止し、又は軽減を図るよう努める。

市及び塩釜地区消防事務組合消防本部は、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

第6 鉄道災害予防対策

《実施担当－関係機関等》

本部事務局 一 消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、鉄道事業者

1. 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くおそれがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

2. 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社、日本貨物鉄道株式会社、仙台臨海鉄道株式会社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

第23節 災害種別毎予防対策

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導体制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い、情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

3. 鉄道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努めるものとする。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第7 道路災害予防対策

《実施担当－関係機関等》

本部事務局 一 消防部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、道路管理者

1. 目的

道路は、市民等の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2. 道路交通安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3. 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) トンネル

附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路管理者は、災害防止に当たり、道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置を整備し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を促進する。

4. 職員の配備体制

市は、実情に応じ、災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5. 救助・救急・医療及び消火活動

市は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等と連携し、救助・救急・医療及び消火活動体制を整備する。

6. 緊急輸送活動

- (1) 道路管理者及び警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 市は、警察と連携し、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

7. 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制の充実を図る。

8. 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

9. 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

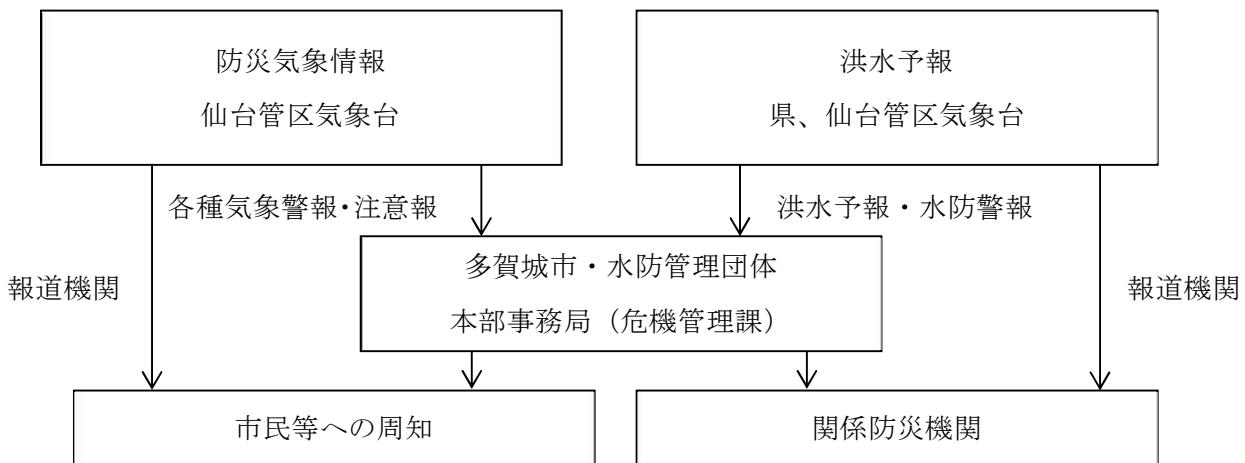
《実施担当一関係機関等》

本部事務局、各部、エリア — 県、仙台管区気象台

第1 目的

市は、仙台管区気象台等から発表される気象予報・警報及び気象情報を継続的に収集し、関係機関及び市民等に迅速かつ的確に伝達する。

《防災気象情報伝達の流れ》



第2 防災気象情報

市は、仙台管区気象台等が発表する気象・地象・水象等の観測結果に基づく特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を市民等に伝達し、周知を図る。

また、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに市民等及び所在の官公署に周知させる措置をとる。この際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、市民等にとって分かりやすく伝達するよう努める。

1. 仙台管区気象台等が行う防災気象情報の伝達

- (1) 仙台管区気象台は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促す。
- (2) 仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るほか、特別警報・警報・注意報等を発表した時の市民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。
- (3) 消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

第1節 防災気象情報の伝達

(4) 県と仙台管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難の指示等を発表する際の判断や市民等の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。

2. 警戒レベル

災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。警戒レベルの一覧は下表のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！<ul style="list-style-type: none">・指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害のおそれ高い●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難<ul style="list-style-type: none">・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害のおそれあり●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難<ul style="list-style-type: none">・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自動的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自動的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none">●発表される状況：気象状況悪化●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難所等や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報

	の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え、自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※「避難情報に関するガイドライン」内閣府（防災担当）令和3年5月（令和4年9月更新）より引用

3. 防災気象情報及びその活用

種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
<p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本</p>		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水

第1節 防災気象情報の伝達

種類	概要
	<p>害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>高齢者は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>

種類	概要
注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水

第1節 防災気象情報の伝達

種類	概要
	道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水被害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川

種類	概要
分布)	<p>流路を概ね 1 kmごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
流域雨量指数の予測値	河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支流や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>5 日先までの警報級の減少の可能性が「高」、「中」の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p> <p>大雨、高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。</p>
宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関</p>

第1節 防災気象情報の伝達

種類	概要
	<p>する宮城県気象情報」が発表される。</p> <p>なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記載せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「宮城県東部」「宮城県西部」で発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警戒発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキックル（危険度分布）の「危険（紫）」が出現している場合に、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキックルで確認する必要がある。</p>

第1節 防災気象情報の伝達

(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1及び2のとおり。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知とともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫・竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(注3) 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(注4) 水防活動の利用に適合する水防活動用気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般的の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(水防活動用) 警報・注意報の一覧は別表3のとおり。

(別表1) 特別警報発表基準

令和2年9月1日現在

現象の種類	基 準		過去の対象事例
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)
暴 風	暴風が吹くと予想される場合		昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帶低気圧により	高潮になると予想される場合	(死者行方不明者5,000人以上)
波 浪		高波になると予想される場合	昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帶低気		—

第1節 防災気象情報の伝達

現象の種類	基 準	過去の対象事例
	圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和 56 年豪雪 (死者行方不明者 152 人) 昭和 38 年 1 月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在

発表官署	仙台管区気象台
府県予報区	宮城県
一次細分区域	東部
市町村をまとめた地域	東部仙台
二次細分区域	多賀城市
警報	大雨 (浸水害) 表面雨量指基準：19 (土砂災害) 土壤雨量指基準：127
	洪水 流域雨量指基準：砂押川流域=14.8 複合基準：－ 指定河川洪水予報による基準：七北田川〔市名坂〕
	暴風(平均風速) 陸上：18m/s 海上：20m/s
	暴風雪 (平均風速) 陸上：18m/s 雪を伴う 海上：20m/s 雪を伴う
	大雪 12時間降雪の深さ20cm
	波浪(有義波高) 6.0m
	高潮 潮位：1.6m
注意報	大雨 (浸水害) 表面雨量指基準：11 (土砂災害) 土壤雨量指基準：100
	洪水 流域雨量指基準：砂押川流域=11.8 複合基準：砂押川流域=(9, 6.2) 指定河川洪水予報による基準：七北田川〔市名坂〕
	強風 (平均風速) 陸上：13m/s 海上：15m/s
	風雪(平均風速) 陸上：13m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
	大雪 12時間降雪の深さ10cm
	波浪(有義波高) 3.0m
	高潮 潮位：0.9m
	雷 落雷等により被害が予想される場合
	融雪 融雪により被害が予想される場合
	濃霧(視程) 陸上：100m 海上：500m

第1節 防災気象情報の伝達

注意報	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%
	なだれ	①山沿いで2時間降雪の深さ40cm以上 ②根雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき（冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値）
	霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生産を考慮し実施する）
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm	

(別表3) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

4. 宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

市は、洪水予報が発表された場合には、要配慮者（高齢者・障害者等）に特に配慮しつつ、七北田川の浸水想定区域内の市民等や要配慮者施設の管理者に対して、速やかに周知を行う。

第1節 防災気象情報の伝達

(1) 洪水予報の標題、種類、推移、概要等

種類	標題	水位	概要	警戒 レベル	市の対応 (概要)
洪水 警報	氾濫発生 情報	気象庁 気象台 水位	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当	5	①より安全な場所への移動の呼びかけ ②逃げ遅れた市民の救助 ③新たに氾濫が予測される区域の避難誘導
	氾濫危険 情報	気象庁 気象台 水位	氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階で、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	4	避難指示の発令を判断（洪水特別警戒水位到達情報）
	泛濫警戒 情報	気象庁 気象台 水位	泛濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、泛濫危険情報を発表中に泛濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	3	高齢者等避難の発令を判断

種類	標題	水位	概要	警戒 レベル	市の対応 (概要)
洪水 注意報	氾濫注意 情報	気象 水位	<p>氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出勤の参考とする。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	2	水防団出勤
	—	水防団待 機水位	量水標等の示す水位が水防団待機水位を超えるとき。	1	水防団待機

(2) 洪水予報を行う河川名とその区域

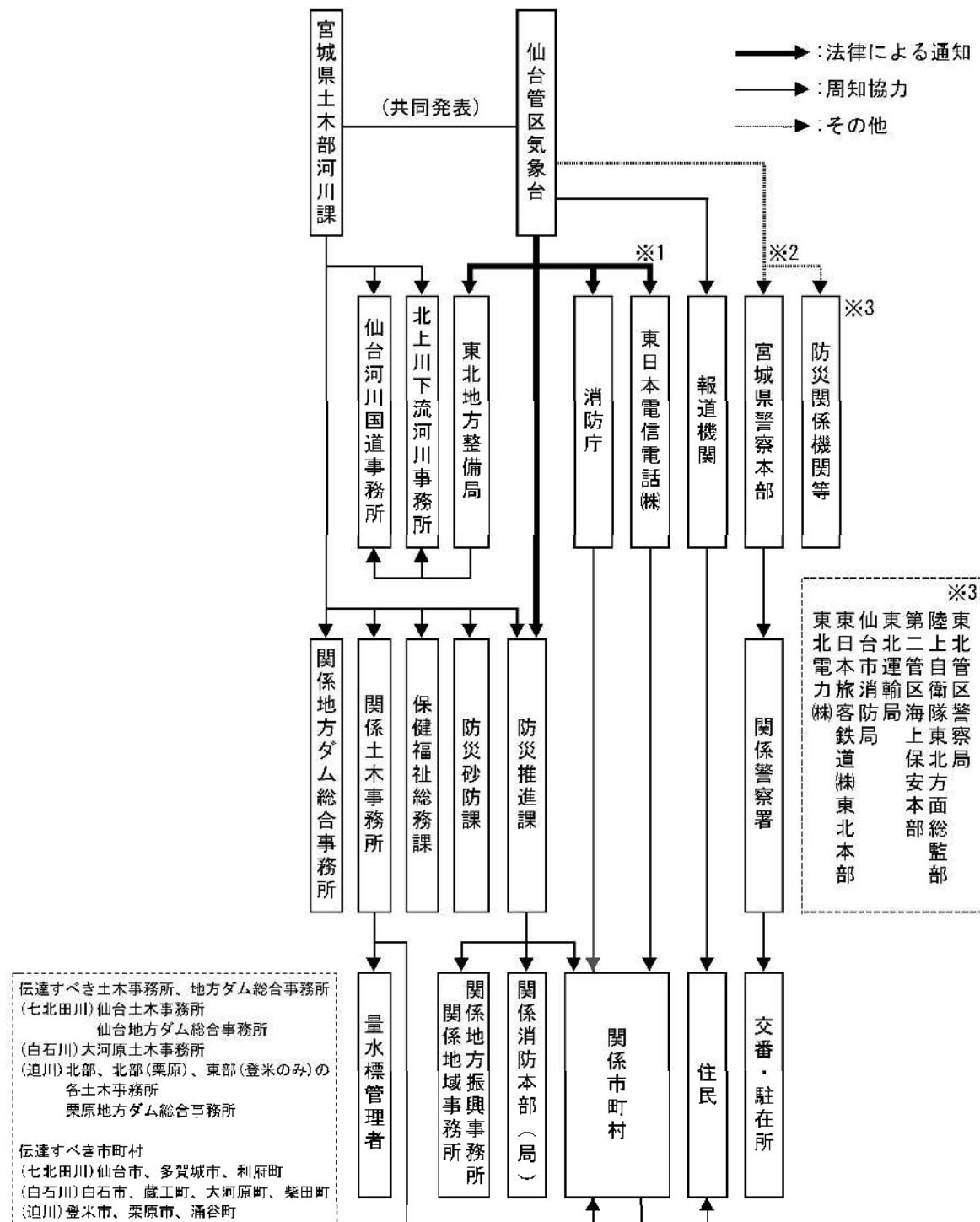
河川名	区域
七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで

(3) 洪水予報を行う河川の水位基準

河川名	基準 地点	量水標設置場所		氾濫注意 水位(警戒 水位)	避難判断 水位(特別 警戒水位)	氾濫危険 水位(危険 水位)	予報担当 機関
七北田川	市名坂	仙台市泉 区	八乙女 中央 三丁目	3.35m	4.00m	4.30m	宮城県・ 仙台管区 気象台

第1節 防災気象情報の伝達

指定河川洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表）



*1 東日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般的の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

5. 宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知

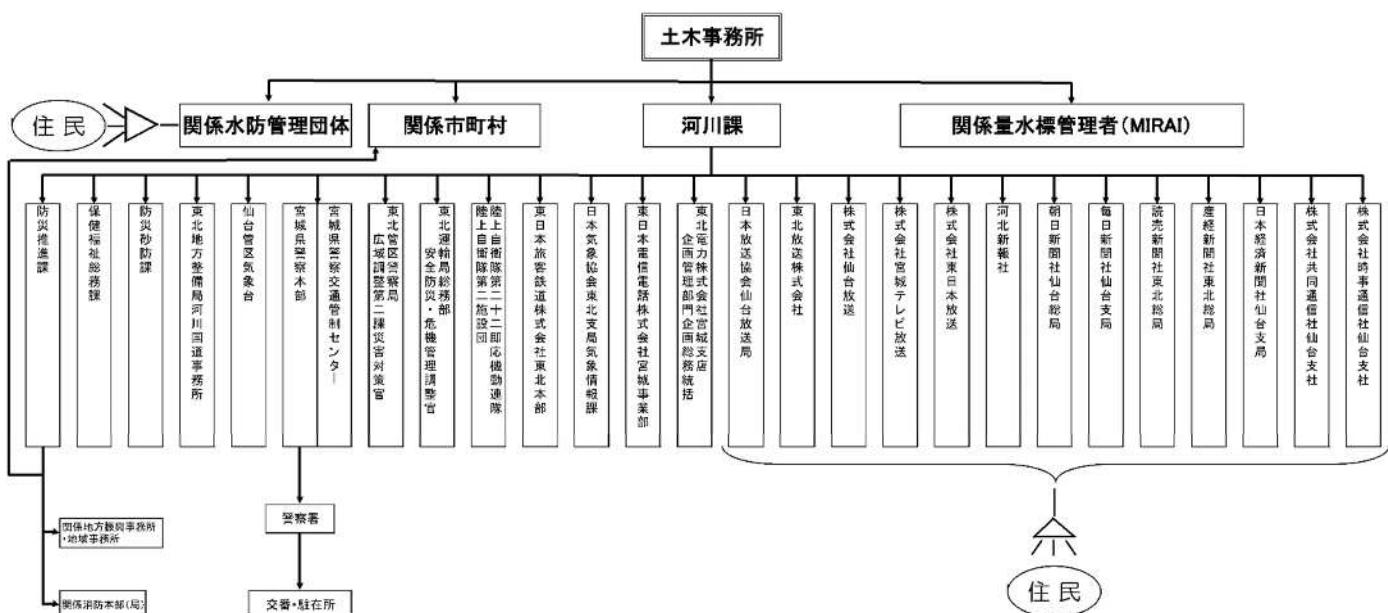
水防法第13条の規定により、宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

市は、水位情報の通知が発せられた場合には、市民等に災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等を行う判断の目安として認識し、必要に応じて高齢者等避難を発表する。特に、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や要配慮者の施設等の入所者及び利用者の早期避難が適切に行われるよう十分留意する

水位情報の通知及び周知行う河川は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準 観測所名	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位(m)
砂押川	左右岸 多賀城市市川 橋から海まで	八幡橋	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213

第7図 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)



第1節 防災気象情報の伝達

6. 宮城県知事が行う水防警報

(1) 水防法第16条第1項の規定により、知事が行う水防警報の対象河川（七北田川・砂押川）の水位等の諸元は、前4項の表のとおりであり、水防警報の段階と範囲は次表のとおりである。

水防警報の段階と範囲

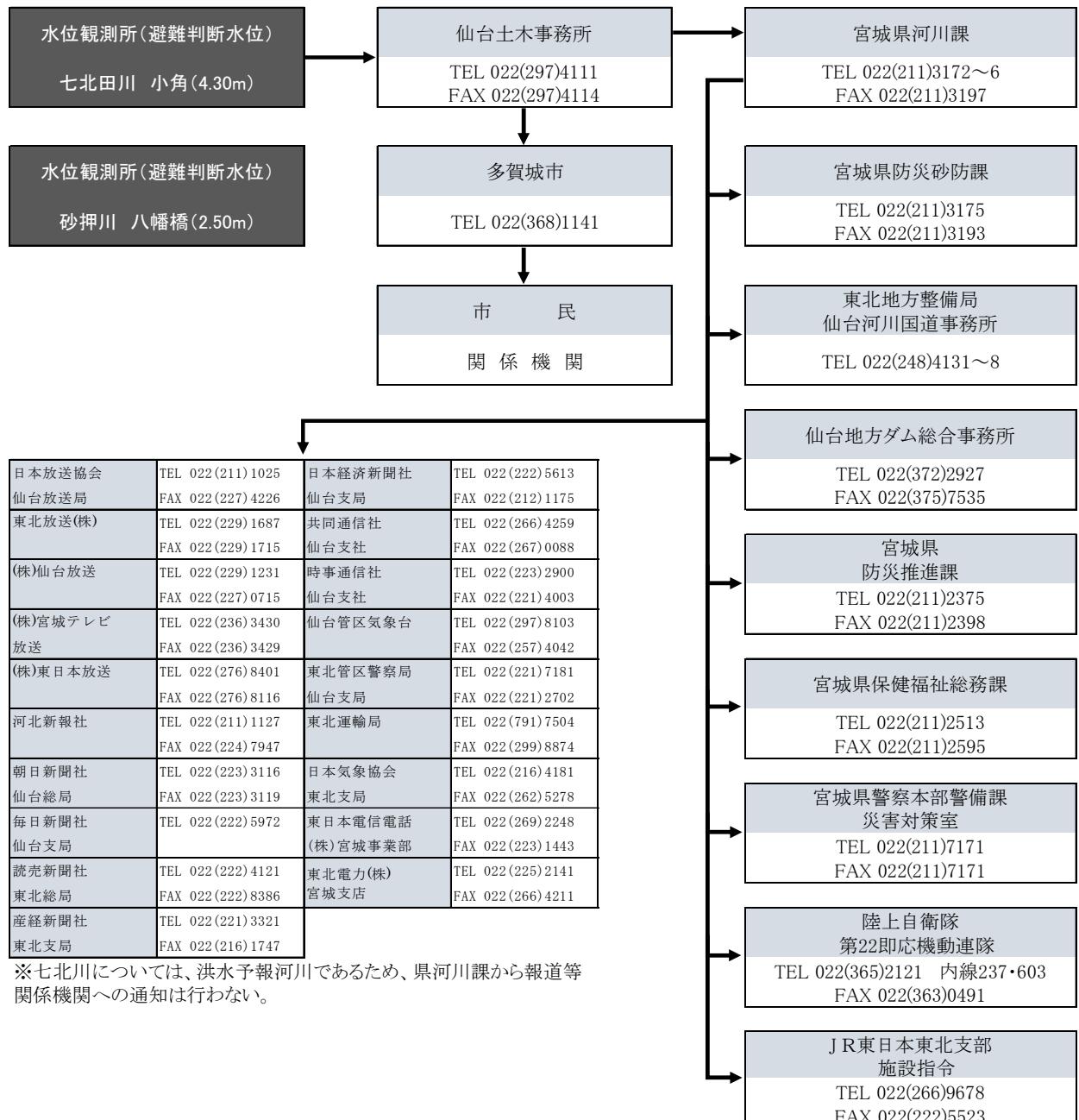
河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)
七北田川	小角	雨量を考慮し、水防団待機水位（通報水位）(1.65m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、氾濫注意水位（警戒水位）(1.90m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防の必要がなくなったとき
砂押川	八幡橋	同上(1.40m)	同上(2.40m)	同上

(2) 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

市は、知事が指定した河川について、県土木事務所長が水防警報を発表したときは、速やかに水防区域の水防管理者及びその他関係機関に通報する。

水防警報を受理した関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備、出動の措置をとるものとする。
なお、水防警報発令時の情報の流れは、次のとおりである。

【七北田川及び砂押川の水防警報発令の流れ】



(3) 決壊等(被害情報)の通報

市は、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、速やかに仙台土木事務所長及び関係する隣接水防管理者等に通報する。

(4) 市民等に対する周知

市は、七北田川及び砂押川の浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、指定避難所等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地等の事項を記載した印刷物の配布を行うほか、市ホームページ・広報紙への掲載、説明会の開催等により市民等に周知を図る。

第1節 防災気象情報の伝達

7. 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(1) 通報基準

仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（3.（別表2）警報・注意報発表基準一覧表を参照）

(2) 地域区分

仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。

（二次細分区域）

(3) 通報方法

仙台管区気象台は、午後5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午後5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。

火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

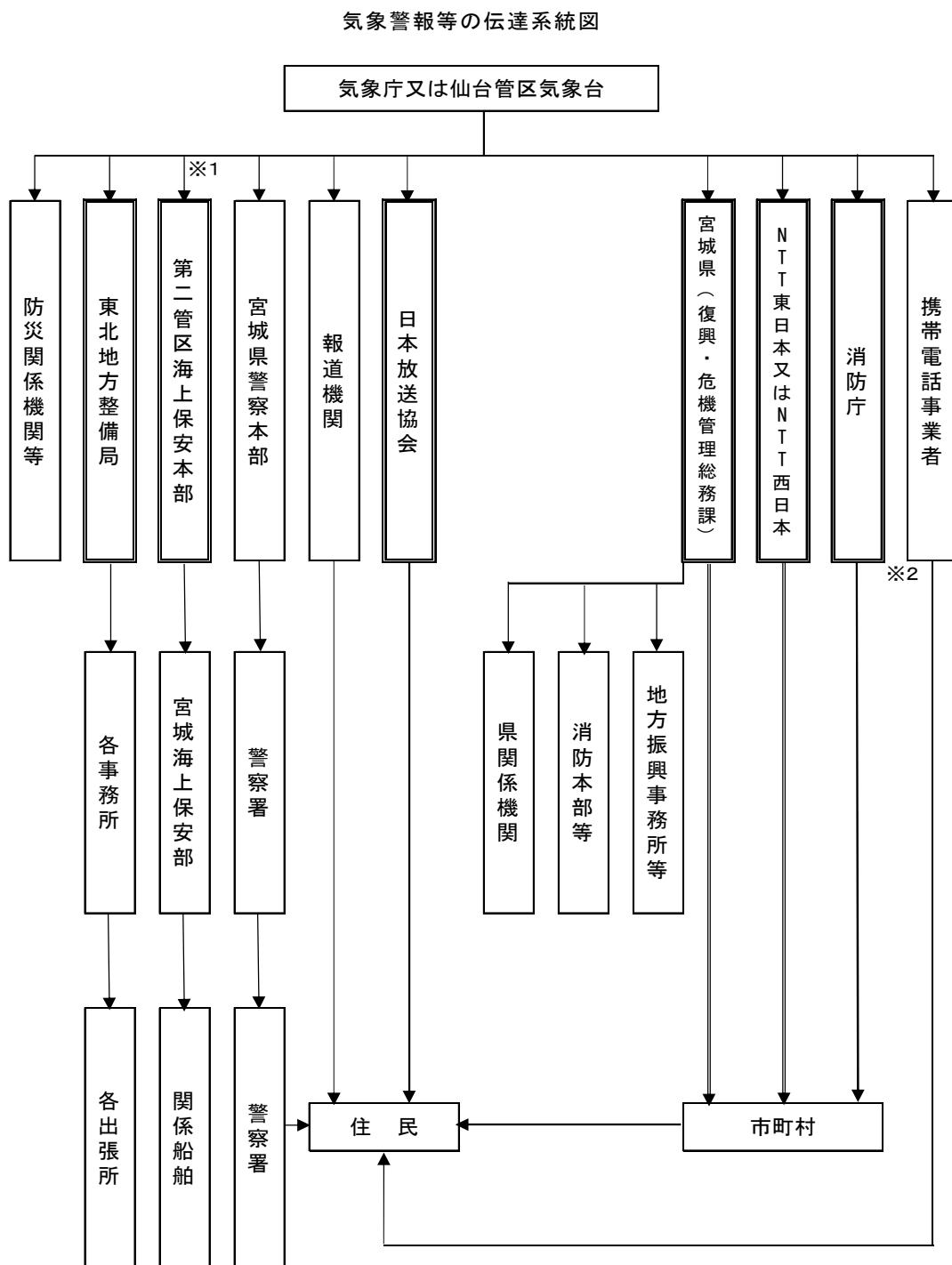
(4) 通報区分

- イ 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】
- ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】
- ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

第3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を県が仙台管区気象台と共同で発表する。

この際、県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※1 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※2 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第2節 災害情報の収集・伝達

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、各部、エリア — 塩釜地区消防組合消防本部、塩釜警察署

第1 目的

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、県、各防災関係機関等との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 情報の収集・伝達

地震対策編・第3章 第1節の「第4 災害情報収集・伝達」を準用する。

この場合において、同項中「地震災害」とあるのは「災害」と、同じく1.(2)中「区域内」とあるのは「区域内（海上を含む。）」と読み替える。

1. 収集・伝達等の手段

市は、以下の表に示す手段を用いて、災害情報を迅速かつ的確に入手し、市民等へ周知するとともに、関係機関等との情報の共有に努める。

- ① 災害情報共有システム（L-A L E R T）
- ② 総合防災情報システム（M I D O R I）
- ③ 宮城県防災情報ポータル等（各種気象等の情報）
- ④ 防災関係機関、市民等の情報提供
- ⑤ 潮位計（仙台塩釜港仙台港区検潮所）、雨量計（多賀城市役所）
- ⑥ 防災行政無線（同報系・移動系）、消防無線、地域衛星通信ネットワーク
- ⑦ 多賀城市防災情報アプリ、多賀城市防災メール、多賀城市ホームページ及びSNS（L I N E、X、F a c e b o o k）など
- ⑧ テレビ、ラジオ、固定電話、携帯電話、ファクシミリ等
- ⑨ 自動車、バイク、自転車などを使用した巡回・広報等

2. 被害の収集・伝達

地震対策編・第3章 第1節 第4の「1. 地震発生直後の被害情報の収集・伝達」を準用する。

この場合において、同項中「火災、津波、土砂災害」とあるのは「風水害、土砂災害」と読み替える。

3. 市職員の情報収集

地震対策編・第3章 第1節 第4の「2. 市職員の情報収集」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「風水害」と読み替える。

第3 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。また、通報を受けた市長は、その旨を仙台管区気象台その他関係機関に通報しなければならない。

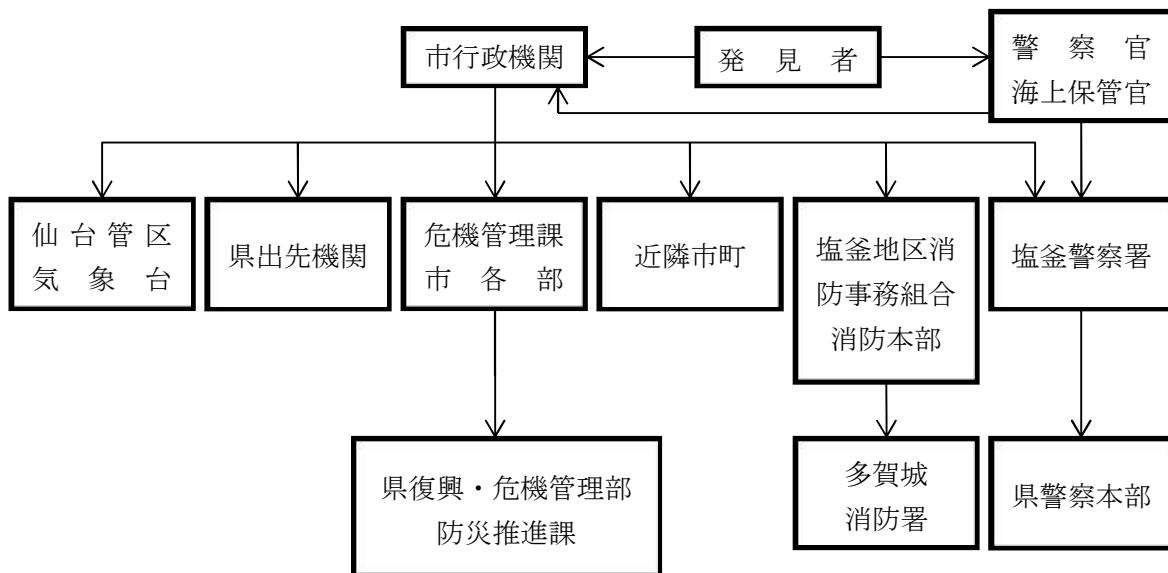
1. 異常現象

- (1) 地象に関する事項 異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位
- (3) その他、災害が発生するおそれがある現象

第2節 災害情報の収集・伝達

2. 通報要領

【異常現象発見時の通報系統】



第4 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

1. 無線通信機能の点検及び復旧

市は、災害発生時、又は災害の発生が予測される場合、防災行政無線（同報系）の通信機能を点検するとともに、無線施設の設備に支障が生じた場合に備え、迅速に対応できるよう、専門業者との連絡体制を確保する。

2. 連絡担当者の配置

地震対策編・第3章 第1節 第5の「2. 連絡担当者の配置」を準用する。

3. 災害時の連絡手段

地震対策編・第3章 第1節 第5の「3. 災害時の連絡手段」を準用する。

この場合において、同項中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と読み替える。

4. 市防災行政無線施設

地震対策編・第3章 第1節 第5の「4. 市防災行政無線施設」を準用する。

5. 非常時の通信の確保

地震対策編・第3章 第1節 第5の「5. 非常時の通信の確保」を準用する。

6. 郵便関係の措置

地震対策編・第3章 第1節 第5の「6. 郵便関係の措置」を準用する。

第3節 災害広報活動

地震対策編・第3章 第2節の「災害広報活動」を準用する。

この場合において、同節中「地震」とあるのは「災害」と読み替える。

なお、同節第2中の(8)及び(9)については適用しない。

第4節 組織・動員

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、各部、エリア

第1 目的

市は、風水害による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、多賀城市災害対策本部運営要綱（平成8年多賀城市訓令第20号）、多賀城市災害警戒本部設置運営要綱（平成8年多賀城市訓令第21号）及び多賀城市水防計画書の定めるところにより、自主性、連帶性及び総合性を基本に置き、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。なお、一刻も早い初動体制を確立するため、各々の部課内に定めた配置計画等に基づき体制を敷き、災害応急対策を行う。

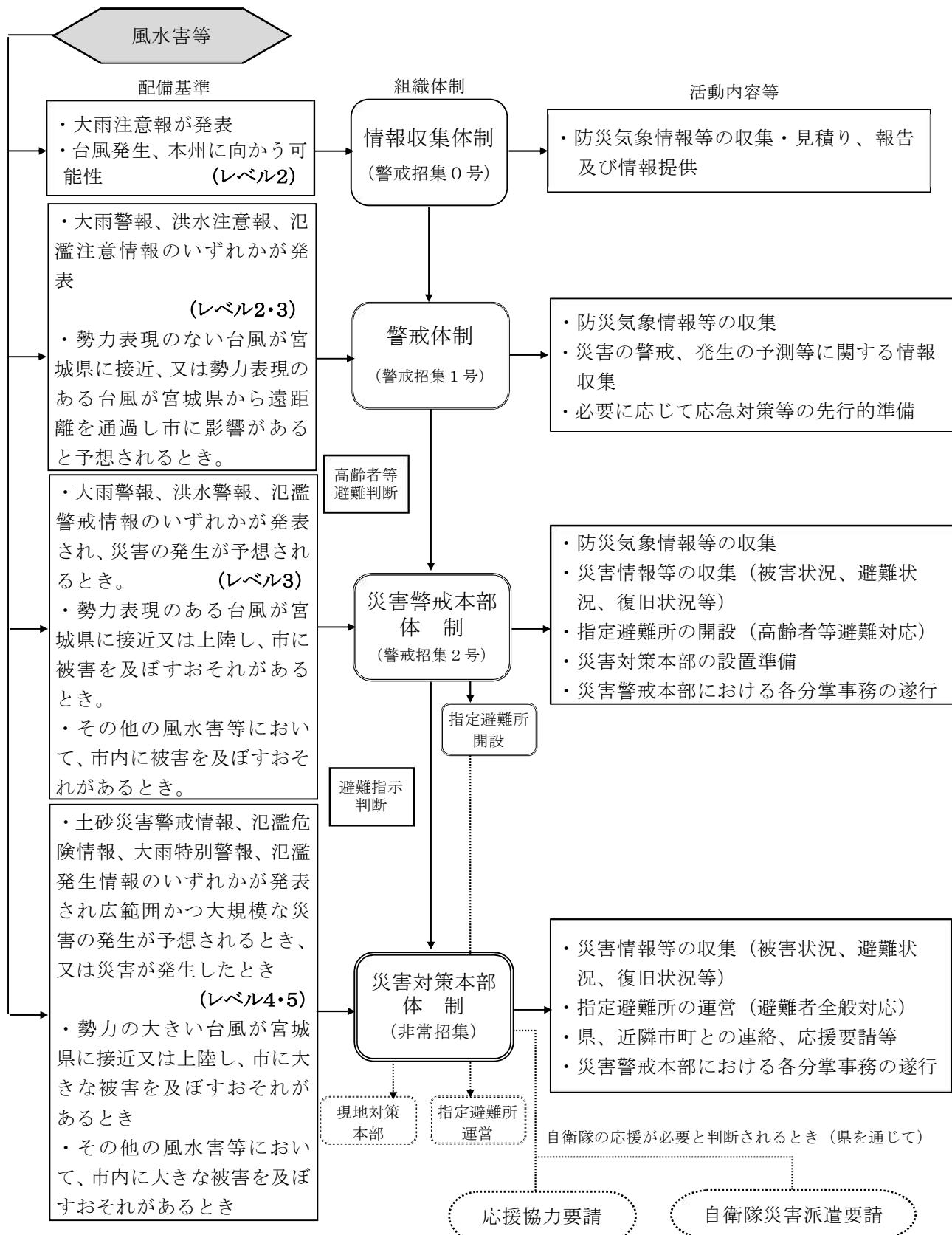
なお、災害対策本部が設置された場合の水防本部の活動は、市災害対策本部が包括するものとする。

第2 活動体制

1. 活動体制の区分

地震対策編・第3章 第3節 第3の「1. 活動体制の区分」を準用する。

2. 活動体制の流れ



※表中の（レベル数字）は警戒レベル段階を示す。

第3 情報収集体制及び警戒体制

地震対策編・第3章 第3節 第4の「情報収集体制及び警戒体制」を準用する。

この場合において、同項の2.(2)中「地震情報、津波注意報」については適用しない。

第4 災害警戒本部体制

地震対策編・第3章 第3節 第5の「災害警戒本部体制」を準用する。

第5 水防本部等の組織

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、総務部 — 各部、エリア

1. 水防本部

水防管理者（多賀城市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認められたときから、その危険がなくなるまでの間、本市に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

ただし、多賀城市災害対策本部が設置されたときは、その組織をもって水防活動を実施する。

(1) 設置基準

水防法（昭和24年法律第193号）第116第3項による水防警報の通知等を受けて設置する。

(2) 動員基準

水防本部員その他水防計画により事務分担されている班員等の全職員を動員の対象とする。

(3) 組織及び運営

水防に関する実施機関及び業務分担等は、次のとおりとする。ただし、多賀城市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは、当該本部の組織として活動するものとする。

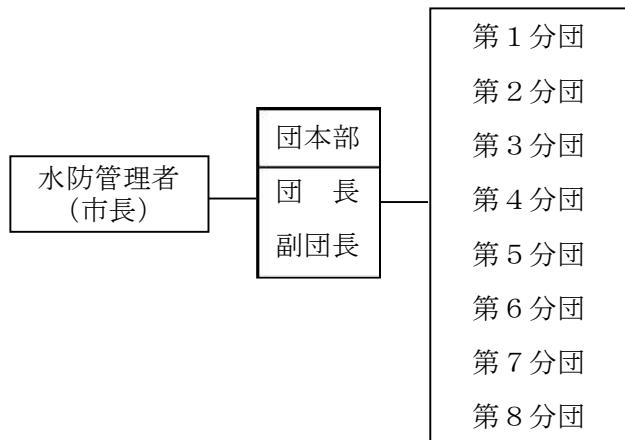
部	班	分掌事務
本部事務局		(1) 水防本部員の招集に関すること。 (2) 水防事務の取りまとめ及び立案に関すること。 (3) 洪水予警報等気象情報の受信、伝達に関すること。 (4) 状況の把握及び判定並びに水防警報に関すること。 (5) 立ち退き指示の立案及び発信に関すること。 (6) 報道機関の情報記録に関すること。 (7) 公用負担の指導に関すること。 (8) 県有資機材の応援要請に関すること。 (9) 関係機関への通報及び応援要請に関すること。 (10) 本部長が特に認めた事項の連絡調整に関すること。 (11) 塩釜警察署と交通指導隊との調整に関すること。
消防部	非常備消防班	(1) 水防現地本部設置の立案に関すること。 (2) 水防作業の現地指導に関すること。 (3) 消防団員への指示に関すること。 (4) 消防団員の河川警戒及び通報に関すること。
総務部	庶務班	(1) 本部要員の給食に関すること。 (2) 現地との無線交信に関すること。

第4節 組織・動員

部	班	分掌事務
		(3) 県、報道機関等への報告に関すること。
企画経営部	管理班	公用自動車の配備に関すること。
都市産業部	土木総務班	(1) 土木事業者への具体的応援要請に関すること。 (2) 河川の被害状況の収集に関すること。
	経済班	樋門等の開閉に関すること。
上下水道部	下水道班	内水の排水等に関すること。
エリア	現地班	(1) 水防時における河川流域の巡視に関すること。 (2) 市民等への避難の広報等に関すること。

水防本部事務局は危機管理課とし、市庁舎に置く。

2. 水防団の組織



3. 常設消防機関

塩釜地区消防事務組合消防本部は、消防組織法に基づく任務として、水防業務に当たるものとする。

第6 災害対策本部体制

地震対策編・第3章 第3節 第6の「災害対策本部体制」を準用する。

第7 動員計画

地震対策編・第3章 第3節 第7の「動員計画」を準用する。

この場合において、同項中1.(5)のイ中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替え、「津波情報（特に大津波警報）の発表の有無に留意し、」については適用しない。

第8 県との連携

地震対策編・第3章 第3節 第8の「県との連携」を準用する。

第9 平常業務の機能

地震対策編・第3章 第3節 第9の「平常業務の機能」を準用する。

第10 宿泊及び食料調達

地震対策編・第3章 第3節 第10の「宿泊及び食料調達」を準用する。

第5節 警戒活動

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、各部 一 県、仙台管区気象台

第1 目的

市は、防災関係機関と連携し、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

市は、防災関係機関と連携し、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

警戒体制における組織動員、活動等は、本編第4節「組織・動員」によるものとする。

第3 水防活動

多賀城市水防計画によるほか、次の事項に留意して活動する。

- ① 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- ② 水防警報を受報したときは、洪水キックル（洪水警報の危険度分布）や警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- ③ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また河川管理者、県及び市と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キックル（洪水警報の危険度分布）で薄い「紫（危険）」が出現するなど、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- ④ 河川管理者、農業用用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに、住民に周知する。
- ⑤ 市は、水位観測所の水位情報のほか、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報と合わせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指標の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- ⑥ 市は、必要に応じて委託した民間事業者により水防活動を実施する。
なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第4 土砂災害警戒活動

市は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域の警戒活動を行うとともに、土砂キックル（大雨警報（土砂災害））等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、市民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。

1. 警戒体制

- (1) 本編第4節「組織・動員」を基準として体制をとる。
- (2) 危険箇所の状況を的確に把握するため、パトロール班を編成し、土砂災害警戒区域の巡回・点検を行う。
- (3) 警戒実施に当たっては、多賀城消防署と緊密な連絡をとり、相互に協力して行うものとする。

2. 非常警戒巡視

市長は、気象予警報が発表され、警戒体制がとられ、災害発生のおそれがあると認めた場合は、都市産業部による危険地区の非常警戒巡視を実施し、危険地区の状況に亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊等の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

3. 避難指示

- (1) がけくずれ等の災害が発生するおそれがある場合、市長は避難のための立ち退きを指示するものとする。
- (2) 避難指示等を行ったときは、市は、避難経路、指定避難所等の安全確保のため支障となるものを排除するとともに、人命の安全を最優先し、要配慮者への対応など状況に応じた適切な誘導を行う。
- (3) 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、あらかじめ避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。
- (4) 発令した避難情報の解除を行う際は、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、あらかじめ必要な準備を整えておく。

4. 応急工事

危険地区の状況に異常が発見され、がけくずれ等災害発生のおそれがある場合、市は、協定

第5節 警戒活動

業者等の協力を得て適切な応急工事を実施する。

5. 斜面判定士制度の活用

市（都市産業部）は、必要に応じて宮城県砂防ボランティア協会との連携によって、土砂災害警戒区域の巡視・点検を行う。

第6節 応援の要請・受入れ

地震対策編・第3章 第4節の「応援の要請・受入れ」を準用する。

この場合において、同節中「地震」とあるのは「風水害」と、「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と読み替える。

第7節 災害救助法の適用

地震対策編・第3章 第5節の「災害救助法の適用」を準用する。

第8節 救急・救助活動

地震対策編・第3章 第6節の「救急・救助活動」を準用する。

この場合において、同節中「地震等」及び「地震」とあるのは「風水害」と読み替える。

第9節 医療救護活動

地震対策編・第3章 第7節の「医療救護活動」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と読み替える。

第10節 消火活動

地震対策編・第3章 第8節の「消火活動」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と、「地震」とあるのは「災害」と、「震災消火活動」とあるのは「災害時の消火活動」と、「火災及び地震災害」とあるのは「火災及び災害」と読み替える。

なお、同節中第3の2.(9)については適用しない。

第11節 交通の機能確保

地震対策編・第3章 第9節の「交通の機能確保」を準用する。

この場合において、同節中「地震」とあるのは「災害」と、「震災時」とあるのは「災害時」と読み替える。

第12節 緊急輸送活動

地震対策編・第3章 第10節の「緊急輸送活動」を準用する。

第13節 避難活動

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、エリア一県、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合消防本部、自衛隊

第1 目的

市は、防災機関と連携し、災害時において地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難指示等の発令等を行うとともに、指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

第2 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

このようなことからも、自ら積極的に防災気象情報などを入手するとともに、あらかじめ一人ひとりの避難計画である「マイ・タイムライン」を作成し、自身の家族構成等に応じ、避難のタイミングや指定避難所等について確認しておくことが必要である。

第3 市民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）

1. リードタイムを確保できる場合にとるべき避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定避難所等への立ち退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定避難所等又は安全な自主避難先への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

(2) 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等へ浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等、自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

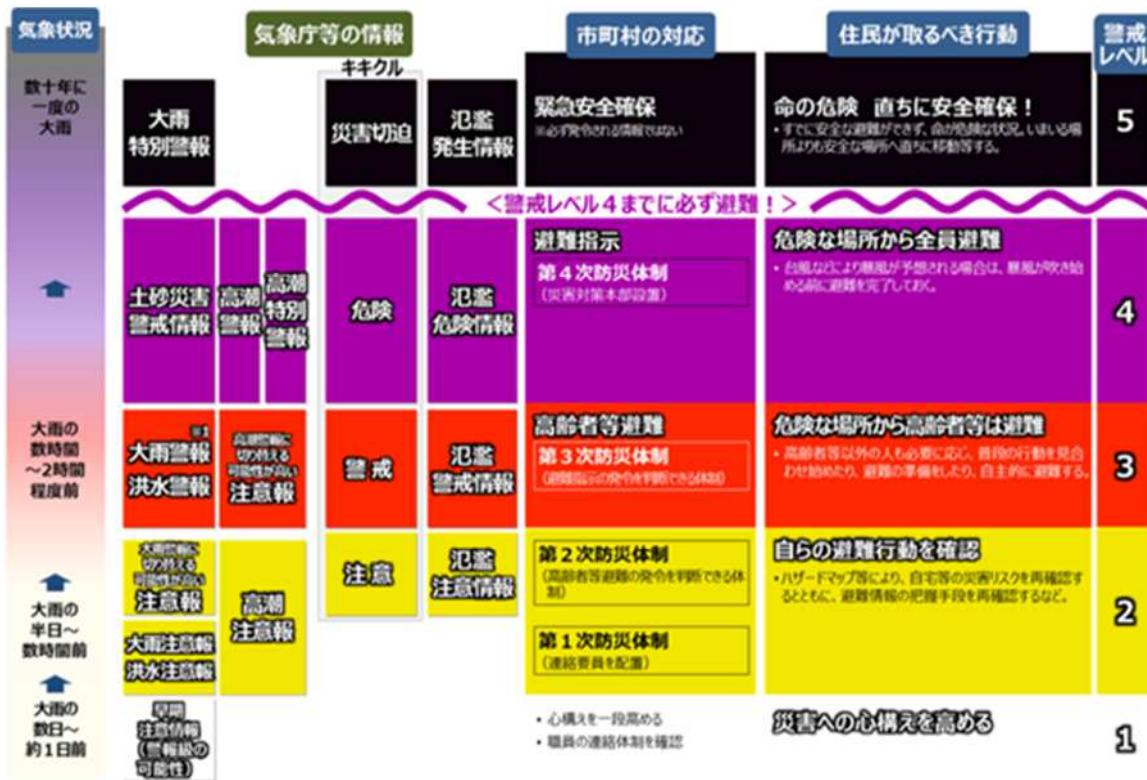
2. 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

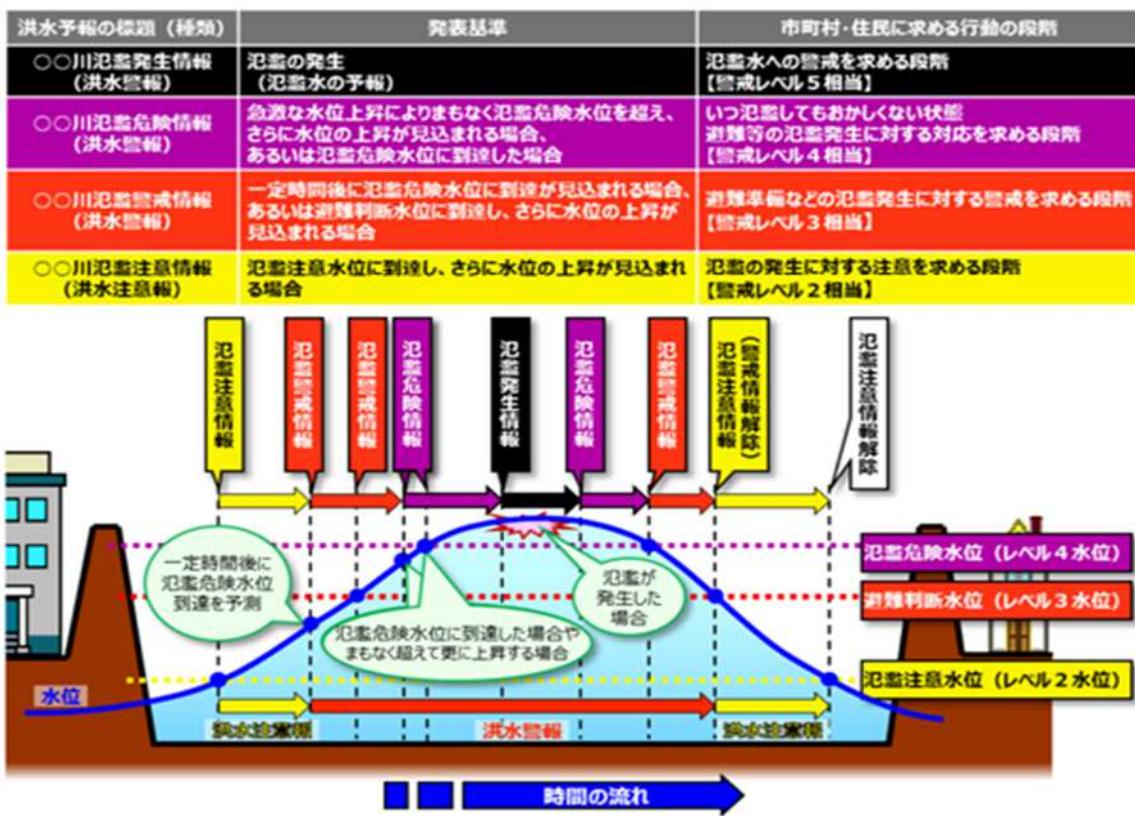
3. 防災気象情報等の活用

(1) 5段階の警戒レベルと防災気象情報の活用



(気象庁ホームページより引用)

(2) 洪水予報の活用



(気象庁ホームページより引用)

4. 風水害時の避難行動

災害種別毎に市民等がとるべき避難行動の特徴は、以下のとおりである。

(1) 洪水等の避難行動

ア 洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は、「立退き避難」が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

イ 洪水等が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。

ウ 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇する事があるため、洪水注意報が出た段階や上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。

エ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という。）や水路・下水道等の氾濫により、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難情報の発令が間に合わないことがあることも考慮し、防災気象情報や河川の状況等を注視し、各自の判断で早めに避難行動をとる。

オ 水路・下水道等の氾濫が既に発生している状況においては、氾濫水の勢いで流されたり、足元が濁水で見えにくくなり、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等があることに気づかずには落下したりするなど、指定避難所等への立退き避難がかえって危険となるおそれがあるため、他の避難経路の活用や指定避難所等への立退き避難 자체を控えることを検討する必要がある場合がある。

カ 激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また、道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようとする。

キ 河川によっては、台風が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後であっても、水位が上昇し氾濫する事があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ慎重に行う。

(2) 土砂災害の避難行動

ア 土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本である。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。

イ 土砂災害が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。

ウ 小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域において、指定避難所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側の2階以上に移動することが考えられる。

エ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、市にすぐに連絡する。

オ 土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ行う。

第4 高齢者等避難

1. 高齢者等避難の発令

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2. 土砂災害

他の水災害と比較して突発性が高く、予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域等の市民に推奨するよう努める。

3. 夜間に備えた対応

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第5 避難の指示等

1. 避難の指示等の発令

(1) 市長は、大規模な災害等に起因して市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の指示等を行う。また、避難の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うことに留意する。

(2) 市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、指定避難所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。

(3) 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

2. 実施責任者、災害種別等

避難指示等の実施責任者と災害種別等については、次のとおりとする。

【避難指示等の実施責任者と災害種別等】

実施責任者	種別	避難指示等を行う要件	根拠法規
市長 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事	災害全般	(1) 市民等の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示を行う。 (2) 災害による市民等の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。	災害対策基本法第60条、63条
警察官	災害全般	(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要する場合	(1)(2)は災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民等に対して避難の指示を実施	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の市民等に対して避難の指示を実施	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条
海上保安官	災害全般	(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき	災害対策基本法第61条

3. 避難指示等の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難情報を発令する。なお、緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき、市長は放送事業者に対して避難の指示の内容についての放送を依頼する。

(1) 避難情報の区分及び発令判断

避難情報の発令については、各種災害に応ずる市の特性等を踏まえ総合的に判断し発令する。

なお、発令判断においては、下表を基準とするほか、「避難情報に関するガイドライン」、令和3年5月内閣府（防災担当）（令和4年9月更新）の発令基準例を参考とする。

区分		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
土砂灾害	発令判断基準	宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合 (警戒レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県土砂災害警戒情報システム等の1kmメッシュにおいてさらに土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合 ・土砂災害の前兆現象を確認した場合 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化するなど、緊急に安全確保を要すると認めるとき ・土砂災害の発生が確認された場合 (警戒レベル5相当)
	対象地域	土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域等	当該地域
洪水	発令判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の変状を発見した場合 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 ・その他氾濫の発生が確認された場合 (警戒レベル5)
	対象地域	水防法第14条第1項に基づく洪水浸水想定区域（多賀城市防災ハザードマップで示された区域）を基本とする。		

第12節 緊急輸送活動

区分		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
防災重点のため池	発令判断基準	水位が設計洪水位（※）に達した場合 ※ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位	・水位が設計洪水位を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準）	・堤体（土手）決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合
	対象地域	ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。		
台風	発令判断基準	台風等により市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	台風等により市内に甚大な被害が発生するおそれが高まった場合	
	対象地域	・土砂災害警戒区域等 ・水防法第14条第1項に基づく洪水浸水想定区域 ・防災重点ため池におけるハザードマップで示された浸水範囲		
その他	発令判断基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めると ①大雨、洪水、暴風、大雪等警報 ②有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るために直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めると
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域

(2) 避難の指示等の伝達方法

市は、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、以下に示すあらゆる伝達手段の活用を図る。聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 防災行政無線（同報系）（エリア内の屋外拡声装置）

イ テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達

- ウ 携帯電話（防災メール、多賀城市防災情報アプリ、緊急速報メール・登録制メール）・インターネット・ソーシャルメディア（LINE・X・Facebook）を通じた伝達
- エ 広報車による伝達
- オ サイレン（水防第4号信号）：避難指示
- カ その他必要に応じて口頭・徒歩による伝達を併用

(3) 避難の指示等の連絡

- ア 市長が避難の指示等を行った場合

市長は、避難の指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

- イ 市長以外の者が避難の指示等を行った場合

市長以外の者が避難の指示等を行った場合は、直ちに本部事務局に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

第6 警戒区域の設定

《実施担当－関係機関等》

本部事務局、エリア（現地班）

一 宮城海上保安部、自衛隊、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合消防本部

市は、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。ただし、危険が切迫し、市長が発令するいとまのない場合は、エリア長、その他の関係部長等が行う。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- (2) 警察官、海上保安官又は派遣された部隊等の自衛官は、前記の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、市、塩釜地区消防事務組合消防本部等が連携し、塩釜警察署等の協力を得て行う。

2. 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について塩釜警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、塩釜警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立ち入り禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民等の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

3. 石油コンビナートにおいての設定

石油コンビナート災害発生時の区域等の設定及び規制については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第7 内容及び周知

《実施担当一関係機関等》

本部事務局、エリア（現地班）、防火管理者等、交通機関

災害から市民等の安全を確保するため、避難計画に基づき、関係機関相互に連携のもと、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

1. 避難の指示等の内容及び周知

市長等が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示等の理由
- (5) その他必要な事項

2. 避難の措置と周知

市は、当該地域の市民等に対して、避難の指示等の内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、市は、防災行政無線（同報系）等を活用するほか、報道機関や自主防災組織等の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、高齢者、障害者、外国人といった要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関との情報共有

市は、避難の措置をとった場合、その内容について県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関と情報を共有する。

(3) 周知内容

周知内容は、避難の指示等の理由及び内容、避難先又は指定避難所等や避難経路その他の誘導措置とする。

第8 避難誘導

1. 自主避難

市民等の避難は、自主避難を基本とする。

2. 避難誘導

市は、防災関係機関と連携し、市民等の避難誘導を行う。避難においては、各地区等の集団避難を心掛け、市民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定避難所等）への円滑な誘導に努める。また、避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。

また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、指定避難所等や避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により指定避難所等への移動がかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し、緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

(1) 指定避難所等への市民等の避難誘導

市職員、消防団員等は、自治会・町内会等、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得て、必要に応じて指定避難所等への市民等の避難誘導を行う。

(2) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防災担当者等が、避難誘導を行う。

(3) 交通機関等における誘導

鉄道、バス、船舶等の交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画や避難誘導計画に基づいて行う。

なお、避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第12節 緊急輸送活動

(4) 避難行動要支援者の誘導

地震等の災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、要配慮者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

(5) 帰宅困難者の誘導

帰宅困難者に対して災害関連等の情報を提供する。

3. 避難に当たっての緊急対策

市は、消防職団員（水防団員）、職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門等の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第14節 指定避難所の開設・管理

地震対策編・第3章 第12節の「指定避難所の開設・管理」を準用する。

この場合において、同節第8中「運行を停止した場合」とあるのは「運行を停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む。）と読み替える。

第15節 建築物・住宅応急対策

地震対策編・第3章 第13節の「建築物・住宅応急対策」を準用する。

第16節 応急仮設住宅等の確保

地震対策編・第3章 第14節の「応急仮設住宅等の確保」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と読み替える。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震対策編・第3章 第15節の「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と、「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第18節 家庭動物等の収容対策

地震対策編・第3章 第16節の「家庭動物等の収容対策」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

地震対策編・第3章 第17節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と、「地震」とあるのは「災害」と読み替える。

第20節 防疫・保健衛生活動

地震対策編・第3章 第18節の「防疫・保健衛生活動」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第21節 遺体の収容・処理及び埋火葬

地震対策編・第3章 第19節の「遺体の収容・処理及び埋火葬」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第22節 災害廃棄物の処理

地震対策編・第3章 第20節の「廃棄物の処理」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と、「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と、「震災時」とあるのは「災害時」と、「地震発生後」とあるのは「災害発生後」と読み替える。

第23節 社会秩序の維持

地震対策編・第3章 第21節の「社会秩序の維持」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第24節 応急教育等

地震対策編・第3章 第22節の「応急教育等」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と、「地震災害」とあるのは「災害」と読み替える。

第25節 防災資機材及び労働力の確保

地震対策編・第3章 第23節の「防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と、「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第26節 公共土木施設等の応急対策

地震対策編・第3章 第25節の「公共土木施設等の応急対策」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震発生時」とあるのは「大規模災害発生時」と、「地震災害」とあるのは「災害」と、「地震発生」とあるのは「災害発生」と、同節第2の1.(2)中「津波発生に関する情報や地震被害による」とあるのは「風水害による」と、同じく1.(5)中「障害物の除去」とあるのは「障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）」と、

同じく2.の(3)中「大規模地震等」とあるのは「大規模災害等」と、読み替える。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

地震対策編・第3章 第26節の「ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と、「震災時」とあるのは「災害時」と、「地震発生」とあるのは「災害発生」と、「地震発生後」とあるのは「災害発生後」と、「地震」とあるのは「災害」と読み替える。

第28節 農漁業関係応急対策

地震対策編・第3章 第27節の「農漁業関係応急対策」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と、「地震」とあるのは「災害」と読み替える。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

地震対策編・第3章 第28節の「二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

この場合において、同節中「地震」とあるのは「災害」と（但し、第2の1. (1)及び(2)については適用しない。）、「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第30節 応急公用負担等

地震対策編・第3章 第29節の「応急公用負担等」を準用する。

この場合において、同節中「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第31節 ボランティア活動

地震対策編・第3章 第30節の「ボランティア活動」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害」とあるのは「大規模災害」と、「地震発生」とあるのは「災害発生」と読み替える。

第32節 災害種別毎応急対策

第1 火災応急対策

《実施担当－関係機関等》

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部

1. 目的

災害発生時には、塩釜地区消防事務組合消防本部は、市消防団はもとより、県、市民、自主防災組織、事業者等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

市は、市地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

2. 警戒活動

(1) 火災警報

塩釜地区消防事務組合管理者は、消防法第22条第3項に基づき、知事から火災気象通報を受けた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災警報を発令する。

(2) 市民等への周知

塩釜地区消防事務組合消防本部は、専用電話により、多賀城消防署、市に火災警報を伝達し、多賀城消防署等は、市民等に告知を実施する。

(3) 火災発生状況の把握

多賀城消防署は市内巡回などにより、火災状況の早期把握及び関係機関への情報伝達を実施する。

3. 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により市民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防御により行う。

ア 重要防護地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を受け入れる対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民等の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4. 消防本部の活動

塩釜地区消防事務組合消防本部、消防部及び関係機関は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく發揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防

第32節 災害種別毎応急対策

止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 災害対応の優先度

塩釜地区消防事務組合消防本部、消防部及び関係機関は、延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 指定避難所等及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難所等及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大の危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(4) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち火災消火に好影響を与えるポイントに消防隊を集結させる。
ウ 抱点防御活動	指定避難所等の重要施設の安全確保を最重点とする。

(5) 大規模市街地火災の防御対策

ア 初動体制の確立

イ 火災態様に応じた部隊配備

ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

エ 延焼阻止線の設定

オ 市民及び事業者等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(6) 高層建築物等火災の防御対策

- ア 活動期における出動小隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- オ 水損防止

(7) 広域断水時火災の防御対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- オ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- カ 火気使用者に対する啓発
- キ 危険区域の重点立入検査

(8) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防衛地区を優先し、避難等の安全確保活動を展開する。

- ア 部隊運用
 - (ア) 出動部隊数の調整
 - (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
 - (ウ) 消防団との連携強化
- イ 部隊の確保
 - (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
 - (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用
 - ウ その他
 - (ア) 出動体制の迅速化
 - (イ) ホースの確保
 - (ウ) 防火水槽、自然水利等の活用
 - (エ) 広 報

5. 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、市消防計画、行動計画等に基づき、管轄消防本部の消防長・消防署長の指揮下に入り、消防隊又は市民等と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(1) 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、市民等へ伝達する。

第32節 災害種別毎応急対策

(2) 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、市民等を安全な場所に誘導する。

6. 事業者の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の市民等に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

7. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、市民等が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

8. 市民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

9. 人命救助活動

塩釜地区消防事務組合消防本部は、市及び塩釜警察署等との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

- ア 塩釜地区消防事務組合消防本部は、塩釜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たるとともに、必要に応じ市を通じて自治体、自衛隊等に協力を要請する。
- イ 塩釜地区消防事務組合消防本部は、特殊機器を必要とする作業については、関係機関と密接な連携のもとに行う。
 - また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- ウ 塩釜警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- エ 消防団は、現場指揮本部指揮者の指揮のもと救助活動を実施する。

(2) 活動の要領

- ア 重傷・重体者の救出を優先する。
- イ 被害の拡大を防止する。
- ウ 傷病者を救出する。
- エ 応急救護所へ傷病者を搬送する。
- オ 二次災害の予防措置の徹底を図る。

10. 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、火災の拡大が著しく、塩釜地区消防事務組合消防本部単独では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 宮城県広域航空消防応援協定等に基づく応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、宮城県広域航空消防応援協定又は宮城県内航空消防応援協定に基づき、県又は仙台市消防局に応援を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

塩釜地区消防事務組合消防本部は、大規模災害時に、管内の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

11. その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策

《実施担当一関係機関等》

総務部、消防部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部

1. 目的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2. 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、市民等に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民等への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の市民等への周知は、広報車による巡回広報のほか、防災行政無線（同報系）、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

3. 林野火災の防御

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

市民等に対する伝達は、防災行政無線（同報系）、広報車等により行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに、林野火災の防御を担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防御区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市の消防体制では防御が困難と認められる場合、市長は、地震対策編・第3章 第6節 救急・救助活動の第4「応援の要請」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接自治体等の応援によっても防御が困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、地震対策編・第3章 第4節 応援の要請・受入れの第4「自衛隊に対する災害派遣要請」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の自治体又は広域消防事務組合(消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。)の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には搔起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防御力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合に要請することができる。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防御能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む)が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合。なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」(平成16年4月1日施行)の定めるところによる。

第32節 災害種別毎応急対策

4. 市の措置

市は、市の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

第3 危険物等災害応急対策

《実施担当一関係機関等》

総務部、消防部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、宮城海上保安部

1. 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、県及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び市民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

2. 市民等への広報

市、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、市民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

3. 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、市民等に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

ア 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、市及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、市民等に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

i オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。

ii 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

iii 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。

iv 排出された油の回収を行う。

v 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(イ) 危険物の排出があった場合

i 損傷箇所の修理を行う。

ii 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

iii 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

iv 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

v 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。

vi 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

vii 消火準備を行う。

ウ 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

4. 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

(2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業者並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。

(3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための必要が

第32節 災害種別毎応急対策

あると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

5. 火薬類製造施設等

塩釜地区消防事務組合消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

ア 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

イ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

ウ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱者等に対して、関係機関・団体と連携し、必要な指導助言を行う。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

6. 毒物・劇物貯蔵施設

塩釜地区消防事務組合消防本部は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県、毒劇物協会等の対策は以下のとおりである。

(1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

(2) 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

(3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

(4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

(5) 災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。

7. 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置

放射性物質に係る事故等が発生した場合、市民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて、次の応急的保安措置を実施する。

(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

ア 放射性物質貯蔵施設管理者は事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市等へ通報する。

イ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 核燃料等輸送車両の事故に係る措置

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)、「放射性同位元素等の規制に関する法律」(昭和32年法律第167号)及び「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)に基づいて次の措置をとる。

ア 事業者は、原子力規制委員会、県、市町村、警察、消防機関、海上保安庁等に法令に基づき通報等を行う。

イ 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 市の措置

ア 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた市は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、市民等の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、市民等に対し広報活動を行う。

(4) 警察の措置

ア 事故等の発生の通報を受けた最寄りの警察署は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 消防の措置

事故等の発生の通報を受けた最寄りの消防署は、放射性物質に係る消防活動及び救急救助について、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

(6) 放射線障害に対する医療体制

ア 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。

イ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の

第32節 災害種別毎応急対策

措置を講ずる。

8. 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

(1) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、県、事故発生場所を所管する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部等に法令に基づき通報等を行う。

(2) 運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の措置

運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 消防の措置

事故の通報を受けた最寄りの消防署は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(4) 警察の措置

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(5) 宮城海上保安部の措置

事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(6) 市の措置

市は、市内で事故が発生した場合、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

9. 情報連絡通信及び広報

県、市及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、市民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

10. 避難等

警戒本部又は対策本部が設置された場合、消防団及びエリア（現地班）は、多賀城消防署その他消防機関の指示に従って、避難の告知、誘導を実施する。

11. 大容量泡放射システム

直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクが全面火災になったとき、又はその恐れがあるため、大容量泡放射システムの輸送が行われる場合は、次により、迅速かつ円滑な輸送体制を確保するものとする。

(1) 輸送に係る連絡等

ア 輸送車両の確保

関係機関から出動要請を受けた配備事業者は、輸送車両を調達するとともに、災害対策本部に対して大容量泡放射システムの輸送を行う旨の連絡をする。

イ 配備事業者側の措置

配備事業者は、大容量泡放射システムの積み込み、搬送及び荷卸し作業に必要な要員の手配を行うとともに、災害対策本部及び防災関係機関等から輸送に関する情報収集を行う。

ウ 防災本部の措置

市は、大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けたときは、防災関係機関及び関係公共機関に連絡するとともに、輸送に関する必要な調整等を行う。なお、複数発災のおそれがある場合には、関係機関及び配備事業者に対して、大容量泡放射システムの輸送に関する指示を行うこととする。

エ 防災関係機関及び関係公共機関の措置

大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けた防災関係機関及び関係公共機関は、速やかに所要の活動を実施する。

(2) 輸送経路

大容量泡放射システムを輸送する経路は、事前に定める輸送計画によることとする。

(3) 輸送計画の調整

市は、輸送計画を制定又は変更しようとするときは、あらかじめ関係機関と調整するよう努めることとする。

第4 海上災害応急対策

《実施担当－関係機関等》

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、宮城海上保安部

1. 目的

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2. 事故発生時における応急対策

(1) 宮城海上保安部の措置

ア 情報の収集及び情報連絡

被害状況及び被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関し、情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。

(ア) 海上及び沿岸部における被害状況等

- i 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ii 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- iii 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- iv 水路、航路標識の異状の有無
- v 港湾等における被害状況

(イ) 陸上における被害状況

(ウ) 関係機関等の対応状況

(エ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

イ 海難救助等

(ア) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊等を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

(イ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊等及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等に協力を要請する。

(ウ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告等を行う。

ウ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

エ 排出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が排出されたときは、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現場に出動させ、排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(イ) 防除措置を講ずべき者が、排出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認めら

れるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

- (ウ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (エ) 防除措置を講ずべき者、政府本部及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (オ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (カ) 危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

オ 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (オ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (カ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

カ 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (イ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (ウ) 危険物施設については、危険物排出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第32節 災害種別毎応急対策

キ 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ク 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(イ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(2) 市の措置

ア 被害の及ぶおそれのある市民等に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、市民等の立入制限退去等を命ずる。

イ 排出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 塩釜地区消防事務組合消防本部の措置

ア 塩釜地区消防事務組合消防本部が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

イ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

ア 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

イ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ウ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

エ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

オ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は宮城海上保安部若しくは関係自治体から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講ずる。

(5) 警察の措置

ア 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(6) 関係団体の措置

- ア 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。
- イ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第5 航空災害応急対策**《実施担当－関係機関等》**

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、航空事業者、自衛隊、宮城海上保安部

1. 目的

航空機事故等による災害から乗客及び市民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対策については、航空法當に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

2. 事故発生時における応急対策

航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消防救難活動等の応急対策を実施するために、総合対策本部を設置する。

総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。

また、市は必要に応じ、事故対策本部を設置する。

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 仙台空港事務所の措置

ア 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。

イ 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 仙台国際空港株式会社の措置

ア 事故発生時においては、仙台空港事務所等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。

イ 関係機関との調整を行う総合対策本部、現場活動に係る連絡調整を図る現場合同指揮所を設置し、被害の軽減を図るため必要な措置をする。

ウ 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消防

第32節 災害種別毎応急対策

「救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書」に基づき、消防救難活動を実施する。

- エ 空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。
- オ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。
- カ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所、負傷者の受入れ所を確保する。

(4) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を行う。

(5) 市の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- イ 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書」に基づき、消防救難活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、被災者の受入れ所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- オ 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の自治体に応援を要請する。
- カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 警察の措置

- ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(7) 県の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。
- イ 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の自治体に応援を要請する。
- ウ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛

隊に対して災害派遣を要請する。

エ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

オ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。

(8) 宮城海上保安部の措置

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第6. 鉄道災害応急対策

《実施担当一関係機関等》

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、鉄道事業者

1. 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

2. 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社、日本貨物鉄道株式会社、仙台臨海鉄道株式会社

(1) 事故発生時における応急対策

ア 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

ウ 気象異常時対応

(ア) 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常(降雨、強風、降雪等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係各所に伝達する。

(イ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。

エ 旅客及び公衆等の避難

(ア) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

(イ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所等への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所等へ避難するよう案内する。

オ 消防及び救助に関する措置

(ア) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

第32節 災害種別毎応急対策

(イ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出、救護に努める。

(ウ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

カ 運転規制の内容

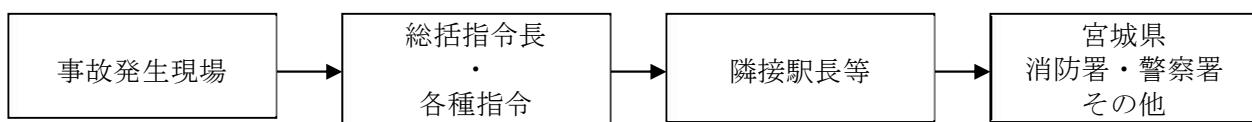
運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。

キ 列車の運転方法はそのつど決定する。

(2) 連絡通報体制

災害時の連絡通報体制は、下図のとおりである。

【鉄道災害時の連絡通報体制】



3. 県の措置

県は、災害発生後、その状況に応じ、必要な配備体制を整えるとともに、市町村等からの災害に関する情報及び被害状況の早急な把握に努め、その結果について、総務省消防庁に報告する。

4. 市の措置

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握次第、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第7 道路災害応急対策

《実施担当一関係機関等》

総務部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県、道路管理者

1. 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

2. 事故発生時における応急対策

(1) 東北地方整備局、仙台土木事務所及び市の対応

ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路株式会社東北支社の対応

ア 目的

高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っている。

災害時における道路交通の確保は、緊急物資の輸送等の災害応急対策にとって必要不可欠な活動であり、様々な応急対策の基礎となる極めて重急な活動である。

このような社会的な役割や重要性に鑑み、東日本高速道路株式会社東北支社では、災害時における体制を整備し、各関係機関と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

イ 通報連絡体制

気象状況の悪化により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、事務所においては、被災状況・交通情報把握のため点検を実施し、点検結果について高速道路管理用通信システム(専用線)により支社、交通管制室(仙台宮城IC所在)等に情報伝達を行う。

支社・交通管制室・事務所・料金所及び休憩施設にあっては、相互に連携を取り、情報伝達・収集を行う。

また、支社にあっては、必要に応じ県災害対策本部及び防災関係機関へ連絡する。

なお、事故発生時には、事故当事者及び一般通行者から非常電話等により交通管制室に情報が入る。

ウ 災害及び事故発生時における応急対策

高速道路で災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合及び交通事故が発生した場合、道路の保全確保及び交通への危険を防止するため必要と認められる場合、その通行を禁止又

第32節 災害種別毎応急対策

は制限する。

災害が発生した場合には、緊急点検により被災状況を把握し、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

事故が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら負傷者等の救助・救出作業を行い、二次事故の防止に努めながら、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

災害及び事故の規模が、広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合や負傷者等が多数にのぼる場合など社会的影響が甚大な場合には、災害(事故)対策本部、現地災害(事故)対策本部を速やかに設置し、応急対策に当たる。

また、災害及び事故の発生後、直ちに道路交通情報板、路側放送及び巡回車等により通行中の車両に対して情報提供を行い、指定のインターチェンジ等から流出させる等、適切な避難誘導を行う。

エ 情報連絡通信及び広報

高速道路で災害が発生した場合の情報連絡は、前項イにより実施するが、支社・事務所間の情報伝達については、通信機能が途絶した場合、衛星通信システムを使用し情報伝達を行う。

なお、災害時等における広報については、道路交通情報提供施設、マスメディア等により、提供する。

3. 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興

地震対策編・第4章 第1節の「災害復旧・復興」を準用する。

この場合において、同節中「震災発生時」とあるのは「災害発生時」と、「地震」とあるのは「水害等」と、「地震災害」とあるのは「風水害」と、「震災」とあるのは「災害」と読み替える。

第2節 被災者の生活再建等への支援

地震対策編・第4章 第2節の「被災者の生活再建等への支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

地震対策編・第4章 第3節の「住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興の支援

地震対策編・第4章 第4節の「産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

地震対策編・第4章 第5節の「都市基盤の復興対策」を準用する。

この場合において、同節第2の3. 中「耐震化等」とあるのは「耐水性の向上等」と、「耐震・不燃化等」とあるのは「耐水・不燃化等」と読み替える。

第6節 義援金の受入れ・配分

地震対策編・第4章 第6節の「義援金の受入れ・配分」を準用する。

この場合において、同節中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模災害時」と読み替える。

第7節 激甚災害の指定

地震対策編・第4章 第7節の「激甚災害の指定」を準用する。

この場合において、同節中「地震」とあるのは「災害」と読み替える。

第8節 災害対応の検証

地震対策編・第4章 第8節の「災害対応の検証」を準用する。

第1節 災害復旧・復興

この場合において、同節第6中「地震・津波対策」とあるのは「地震・津波・風水害対策」と読み替える。